

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 二 号

平成三十一年四月十一日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 あかま二郎君 理事 井上 信治君

理事 小倉 將信君 理事 小林 史明君

理事 西銘恒三郎君 理事 高井 崇志君

理事 奥野総一郎君 理事 榎屋 敬悟君

井林 辰憲君 池田 道孝君

大西 英男君 金子万寿夫君

川崎 二郎君 木村 次郎君

国光あやの君 佐藤 明男君

田野瀬太道君 富樫 博之君

長坂 康正君 鳩山 二郎君

百武 公親君 福田 達夫君

穂坂 泰君 三浦 靖君

務台 俊介君 宗清 皇一君

山口 俊一君 山口 泰明君

伊藤 俊輔君 小川 淳也君

岡島 一正君 岡本あき子君

中谷 一馬君 長尾 秀樹君

道下 大樹君 山花 郁夫君

稲富 修二君 日吉 雄太君

國重 徹君 本村 伸子君

足立 康史君 吉川 元君

井上 一徳君

総務大臣 石田 真敏君

内閣府副大臣 中根 一幸君

総務副大臣 佐藤ゆかり君

財務副大臣 鈴木 馨祐君

国土交通副大臣 牧野たかお君

防衛副大臣 原田 憲治君

総務大臣政務官 大西 英男君

総務大臣政務官 國重 徹君

厚生労働大臣政務官 上野 宏史君

会計検査院事務総局次長 宮内 和洋君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官) 丸山 雅章君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 高橋 文昭君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官) 土田 浩史君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 田畑 一雄君

岡本あき子君 中谷 一馬君

四月十一日 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

電氣通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

は本委員会に付託された。

四月十日 宝くじの未成年者への販売・当選金受け取りを禁止するよう求めることに関する陳情書(兵庫県芦屋市茶屋之町一〇の一六 平岩正勝)(第七四号)

町村議会議員のなり手確保のための環境整備に関する陳情書(島根県松江市殿町八 清山英晴)(第七五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

電氣通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○江田委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び

消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長丸山雅章君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長高橋文昭君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長辻庄市君、内閣法制局第四部長木村陽一君、内閣府地方創生推進事務局審議官鎌田篤君、総務省大臣官房総括審議官宮地毅君、大臣官房政策立案総括審議官横田信孝君、大臣官房地域力創造審議官佐々木浩君、行政評価局長讃岐建君、自治行政局長北崎秀一君、自治財政局長林崎理君、自治税務局長内藤尚志君、統計局長千野雅人君、出入国在留管理庁審議官佐藤淳君、出入国在留管理庁在留管理支援部長丸山秀治君、公安調査庁総務部長横尾洋一君、厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官土田浩史君、厚生労働省大臣官房審議官田畑一雄君、厚生労働省政策統括官藤澤勝博君、経済産業省大臣官房審議官島田勲資君、国土交通省大臣官房審議官眞鍋純君、国土交通省道路局長池田豊人君、防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官小波功君、防衛省大臣官房審議官森田治男君及び防衛装備庁プロジェクト管理部長斉藤和重君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局次長宮内和洋君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。小川淳也君。

○小川委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの小川淳也です。

一般質疑でございますので、総務行政始め、またこれに関連する事項について、順次お尋ねをさせていただきます。

国交省、厚労省始め関係省庁の皆様にも、いろ

いろと日程の繰り合わせをいただいたとお聞きしております。審議への御協力に感謝を申し上げます。

大臣、きのうは5Gの電波をそれぞれ割当てをされたということで、大きく報じられておりました。それから、直接の関連はありませんが、ブラックホールの撮影も行われたということで、何だか科学技術の面では、非常に将来に向けて希望を持てるような報道が多くございました。

一方、政治は不透明でございます。昨日の櫻田大臣の辞任について、総務大臣として、同じ閣僚として、受けとめをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○石田国務大臣 安倍総理からは、常々、閣僚全員が復興大臣のつもりでしっかり取り組んでもらいたいということを御指示をいただいております。と、私といたしましては、そういう、その言葉を胸にこれからも頑張っていきたいと思っております。

○小川委員 間接的な御答弁でございますが、当然視するべきかと思う一方、非常に独特の魅力のある方ですね、櫻田先生。

ああいう失言癖というのは、どこから生まれるんでしょうか。サービス精神が旺盛なんですかね。そのことと政治とか政策は全く別問題で、切り分けなきゃいけないと思うんですが、これ以上ちよつと答弁を求めるのはやめます。やめますが、非常に残念であり、遺憾であり、閣僚の一人としても深刻に受けとめていただきたい。冒頭、このことを申し上げたいと思っております。

それから、もう一点聞かせてください。今、統一地方選挙の真っ最中です。私自身これは衝撃を受けているんですが、きのうですか、投票率四四％。私どもの選挙区、高松市内が、本当に衝撃でしたけれども、前回比、前々回比マイナスイ〇％、三七％でありました。

非常に私自身も責任を感じるといふか深刻に受けとめているんですが、地方選挙をめぐるこの投票率について、総務大臣の受けとめ、これもまた

聞かせていただきたいと思っております。

○石田国務大臣 投票率につきましては、いろいろな事情はあると思います。天候の問題とか、その他のいろいろな事情があると思いますけれども、やはり、低いということとは、これは私はゆゆしき問題だと思っております。まことに残念だといふふうに思っております。

投票率をどういふふうに上げていくか、これは有権者個々に御判断いただくというのか、そういうことをわかつていただくということが非常に大事でありまして、私は、申し上げておりますのは、やはり投票行動というのは、国民主権というこの一番根本の主権の、その発露の一つだということに思っております。やはり皆様方に、国民主権ということの立場から投票行動につなげていただきたいなというふうに思っております。そういう意味では、やはり主権者教育、よく言われますけれども、こういうことへの徹底が必要ではないかなというふうに考えております。

ただ、総務省としては、投票の環境、期日前投票とか、いろいろな環境整備についてはこれまで取り組んでまいりましたけれども、これから、皆さんからいろいろな御指摘をいただければ、そういう御指摘を踏まえてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○小川委員 例えば、電子投票ですか、ネット投票みたいなこともちらほら聞かえてきます。それから、ちよつとやや思い切った議論になるんですが、投票というものは、今まさに大臣おっしゃったように国民主権の発露であり権利であるということと同時に、義務なのかどうかですね、投票について。

でも、このまま三割台とかという投票率、民主主義社会への参加率ですね、これが下がっていくということ自体、もう土台を揺るがすような危機感を感じていますし、これは、具体的に言えば、必ず選挙に行くインセンティブ、モチベーションの高い利益団体とか、ある価値の共有団体とか、そういう特定の部分社会の声が相対的に高

まるわけで、全体として、やはり、日本の民主主義にとって、非常に、その統治の仕組みにとって大きな脅威だといふふうにも感じております。

でも、これは答弁を求めませんが、もしこの投票は権利であると同時に義務だという感覚で議論するとすれば、既に罰金を導入している国、約五千円ですかね、投票に行かない人に対して、それに行かなければというふうな国も複数ありまして、そうした国ではおおむね投票率が九〇％を超えているというふうなこともあります。公職選挙法を所管され、そして明るい選挙推進運動ですかを所管される総務大臣としても、少し頭の片隅にこうした議論も置いていただきたいと思っております。

では、一昨日、統計に関する集中的な質疑がございました。ちよつとこれに関連してお尋ねをいたしますが、まず総務大臣に、現在、非常に信頼が失墜しております基幹統計の点検作業、総務省で進めていただいていると思えますが、その現状、そして今後の見通し、ちよつと簡略にお述べいただきたいと思っております。

○石田国務大臣 公的統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報でございます。私としては公的統計全体に対する信頼を損ないかねない事故が発生したと認識をいたしております。

今回のような事態が二度と生じないよう徹底して検証を行い、信頼を取り戻すことが何より重要でございます。

今のところ、統計委員会に設置されました点検検証部会における審議、そして、毎月勤労統計に関する厚生労働省特別監察委員会の報告、賃金構造基本統計に関する行政評価局の報告などを踏まえつつ、今後の統計全体を考えていく中で総合的な対策を講じてまいりたいと思っております。点検検証部会も夏ごろには一定の報告を出していただけたらと思っておりますので、めどとしてはそういう雰囲気かなと思っております。

○小川委員 夏ごろというお話で、事務的にいた

だいた資料にも六月から七月と書いてあります。これはぜひ国会会期内に統計委員会から一定の取りまめをいただけるように、ぜひこの場をおかりしてお願いを申し上げたいと思います。

同時に、二月以来いろんな議論がありました。一つは自己点検の限界ということがありましたが、それから、第三者調査にもかかわらず、その第三者性が疑われ、必ずしも納得しかねるような調査結果に終わったという経緯もありました。

そこで、私は、この統計に関して、もちろん総務省で厳しく、統計委員会あるいは行政評価も担当しておられますから、しっかりと点検をしていただきたいと思う一方で、やはり政府内の内部調査にはいずれにしても限界があるだろうという思いを持っております。

そこでちよつと、きょうは会計検査院にお越しただいてるんですけれども、以前、学校法人に対する国有地の売却に関連して、委員長、ちよつとお聞きいただきたいんですが、国会が会計検査院に検査を請うているんですが、当時、二十九年の三月に委員会から要求があり、三月二日、四日後、三月六日に参議院の委員会、予算委員会ですが、委員会として国会法百五条の規定に基づいて会計検査院に対して検査を請うています。それを翌日、三月七日、会計検査院がその要請を受諾して検査に入ることが行われているんです。

まずちよつと会計検査院にお聞きしますが、一般、統計不正に関連してさまざま、予算の使われ方等に関して問題が私は潜んでいると思います。会計検査院から特別の関心を持ってこの統計執務なり統計事務に関する予算執行の状況等について私は検査を行う必要があると思いますが、まず検査院の答弁を求めたいと思います。

○宮内会計検査院当局者 お答え申し上げます。会計検査院は、国や法律に定められた機関の会計について検査を行い、会計経理が適正に行われるように監督するという職責を担っており、このように思います。

そして、会計検査院は、これまでも統計調査に係る会計経理について検査を行っており、不適切な事態が見受けられた場合には、その結果を検査報告に掲載しております。

そして、今般の政府統計の諸問題につきまして、国会での御議論を踏まえ、統計調査に係る会計経理について、引き続き厳正に検査を実施してまいりたいと考えてございます。

○小川委員 一般的な関心を持って、これ、当然、検査事項の一つとして行っていく必要があると思いますが、私がちよつと要求をお願いしているのは、特別な関心を持ってやるべきだと、この一連の議論に照らしてですね。

それで、具体的に申し上げますと、これも委員長、ちよつとお聞きいただきたいんですが、例えば賃金構造基本調査については、既に、訪問調査が原則であるにもかかわらず、不正に郵送調査が行われていたことが明らかになっております。この予算計上は人件費が主でございますが、訪問調査と郵送調査に係る人件費はまるで違うはずであります。

そういうことも含めて、総務委員会は、まさに統計執務を所管する総務省関連事項を総務委員会として関心を持って審議してまいりますので、委員長、これ、ぜひ、会計検査院の取組次第であるとはいえ、国会として会計検査院に、国会法百五条の規定に基づく特定事項としての会計検査、これを御要請いただくよう理事会で御協議をいただきたいので、お願いします。

○江田委員長 後刻、理事会で協議をします。○小川委員 委員長として各党の理事にもぜひ御検討をお願いし、前向きに、ぜひ国会の権能を発揮していただくようお願いをしたいと思います。

既に統計集中でも議論になっておりますが、きょうは厚生労働省から上野政務官にもお越しをいただいております。まず、火曜日も議論になっておりましたが、実質賃金の共通事業所の実質化をめぐる議論。

私、率直に申し上げて、よくこのテーマで七回も審議会をやっているなど、ある意味ちよつと感心しながら拝見しています。これは議事録はまだほんの一部しか公開されていないようですが、何だか、本丸である共通事業所の賃金水準の実質化という議論の周辺部分、外堀より外ぐらいのところの議論を何か行ったり来たりしている、なかなかその核心に迫らないようにも見受けられるんですね。

それで、これは、出してください、検討します、出してください、検討しますの水かけ論も何だか不毛だし、時間の無駄ではあるんですが、これ、国会開会中にせめて結論を得る見通しなり、政務官としての指導力、これは期待していいですか。

○上野大臣政務官 先日の委員会でも御答弁を申し上げました。

検討会では、中間的整理において更に検討すべきとされる課題について、例えば、毎月勤労統計調査の個票データを使用して、本系列と共通事業所のサンプルの分布の相違や、継続的に回答している事業所に限られることによる生き残り事業所の特性が本系列より色濃くあらわれている可能性などを除去可能かどうか、除去できる場合に実質化等が可能かどうかを分析する必要があると承知をしており、引き続き丁寧な議論がなされる必要があると考えています。

また、先般の委員会において、西村統計委員長からも、本系列と共通事業所の誤差の大きさや時間的定量的な評価の必要性などを御指摘をいただいたところであります。

こうした指摘も踏まえつつ、最終報告に向けて、これらの課題について、これはそれぞれ統計技術的な課題でありますので、委員の先生方にしっかりと議論を行っていただいた上で、その結論を踏まえて、政務を踏まえて適切に対応してまいりたいと思います。

○小川委員 質問に答えていただきましたんですが、国会会期をまたぐ可能性はありますか、結論

まで。

○上野大臣政務官 繰り返しになりますけれども、中間報告において各種の今後検討すべき課題というのが示されました。その点について、統計技術的な検討をしっかりと行っていたいた上で、それを踏まえて判断をしていくということであり

○小川委員 答えられないんですね、国会会期をまたぐかどうかについては。あるいは、参院選までには出せますか。もう一回。

○上野大臣政務官 検討会において今後検討すべき課題というのが示されておりますので、それとしっかりと統計技術的な検討をしていただくということが大事なのではないかなというふうに思っています。

いつまでという期限を切っているわけではありませんが、その点についてしっかりと議論していただいた上で、速やかに結論を出していきたいということでもあります。

○小川委員 ことし、終わりますよ、これ、そうこう言っていたら。一八年の数字ですからね、今議論しているのは。お立場はわかるんですが、お立場はわかるんですが、私どもがお願いしている議論も御理解はいただけますよ。

これ、参考までにお聞きします。藤澤統括官にお聞きするんですが、これは既に名目ベースでは共通事業所の賃金水準は出ていますので、そこから物価の影響を差し引くという作業は、これは何分ぐらいかかるんですか。三分もあればできるでしょう。

○藤澤政府参考人 検討会で、物価の影響をどうやって除くかといいますが、その実質化について議論をなされているところでございます。

今般でも政務官から御答弁申し上げました三月二十九日の中間的整理でございますけれども、「実質化とは、すなわち、時価で表示した価額(名目価)の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、単に前年との比較と言うよりは、物価の変動を踏まえた賃金等の価値を示すために行うも

のである。」そういう整理がなされてございます。

その上で、更に検討すべき課題がございまして、それに基づいてこれからの検討会で検討を続けていただきたいと考えているところでございます。

○小川委員 質問に答えてください。名目値を実質化するのに何分かかりますかと聞いています。

○藤澤政府参考人 共通事業所の集計値の実質化についてでございますけれども、私どもとしましては、統計メーカーという立場でございますので、共通事業所に係る実質賃金を計算するということについては、統計的な分析や検討を加えることなく一定の仮定のもとで算出をし公表するというようなことは、それにかかります時間にかかわらず、統計ユーザーに対する責任のある態度とは言えないのではないかとというふうに考えているところでございます。

これまで申し上げておりますように、検討会において中間的整理で整理をいただきました課題について引き続き検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

○小川委員 本系列の公表値の名目値を実質化していますよね。これは作業的にはどのぐらいの間と時間なんですか。

○藤澤政府参考人 これまでも長期にわたって公表し続けてきておりますが、大変申しわけありませんけれども、事前の御通告ございましてでしたので、ちよつとにわかに、その計算にどれぐらい手間や時間がかかっているかについては、ちよつと今お答え申し上げかねるところでございます。

○小川委員 これは毎月やっていることでしょ。だから、いろいろと政治的、政策的に検討されているのはわかりますが、聞いているのは技術的にどうだと聞いているんですよ。

なので、今おっしゃった、通告というのは当然そうなんですけれども、これは、委員長、ちよつと資料提出を求めます。公表値の名目値を実質化するのにどのぐらいの間と時間をかけてやっているのか、その作業を。それをちよつと調べて報告していただきたい、委員会に。

答弁できますか。

○藤澤政府参考人 毎月勤労統計の調査から公表に至るまでの過程の中で、おっしゃったようなことと、どれだけ抜き出してできるのか、ちよつと調べてみたいとわかりませんので、調べてみたいと思います。

○小川委員 では、委員長、この資料提出、ただいま要求しました資料提出についても、理事会でそのフォローアップをお願いしたいと思ひます。

○江田委員長 はい。理事会で協議をします。

○小川委員 政務官、今のやりとりもお聞きいただいた上で、これ、私どもの受けとめは、極めて政治的に、マイナスになるのは明らかですから、この名目値と物価の傾向からいえば、それを嫌がって、公表を避けるために、さまざま迂遠な議論を繰り返して、時間稼ぎをしていると私たちは受けとめています。それを明確に否定するだけの材料がない。この水かけ論そのものをやっていることに意義を感じているのかもしれませんが、国民生活から関係ありませんからね。そのことだけはちよつと重ねて厳しく申し上げた上で、早期の結論、早期の公表を求めたいと思ひます。

もう一つ、これは私自身が、国会質疑を通して、ちよつと個人的にもこだわってきた点なんです、この一八年の数値は日雇労働者を対象から外したことで高く出ている可能性が有ります。

これについて、既に根本大臣はきちんと調査をして公表するという趣旨の御答弁をされていますし、それから、何より統計委員会、この制度変更を承認するに当たって、当時の担当室長は、さんざん出た懸念意見、委員からの懸念意見に対して、ちゃんと調査します、影響を評価しますということを統計委員会でさんざん述べています。なおかつ、統計委員会の変更承認書の中に、この日雇外しの影響についてはきちんと検証して説明責任を果たすべきだという注書きまである。

ということを前提に、この日雇外しの影響が今どのような形で調査をされ、今後どのような形で

公表される見通しなのか、現時点での見直しをお聞きしておきます。

○藤澤政府参考人 毎月勤労統計の平成三十年の一月調査から、常用労働者の定義の変更を行つております。それにつきまして、委員からこれまで、衆議院の予算委員会でも御質問をいただいているところでございます。

それで、御指摘の点について、私どもも精査を行つてまいりました、その一定の結論を申し上げたいと思ひますけれども、まず、今般の常用労働者の定義変更でございますが、その常用労働者がふえる影響と減る影響の双方がございまして、試算を行うに際しましては、その点に留意をする必要があるというふうに思っております。

その上で、厚生労働省におきまして、毎月勤労統計における常用労働者の定義変更に伴う常用労働者数及び賃金、これは現金給与総額でございますけれども、の影響については、平成二十九年の十二月それから平成三十年の一月、ともに集計対象となりました事業所のうち、十二月と一月で常用労働者の定義変更があった事業所群となつた事業所群について、一定の仮定を置いた上で試算を行いました。

この結果、二つ申し上げますが、まず一点目は常用労働者数でございますけれども、常用労働者数につきましては、その定義の変更によりまして、労働者数を増加をさせる効果、すなわち押し上げ効果があるというふうな結果になりました。

また次に、二点目は賃金でございますが、現金給与総額でございますけれども、定義の変更によりまして、事業所の規模によつて試算結果が異なるというふうな結果になりましたので、賃金、現金給与総額の影響について特段の方向性は認められない、そういうふうな試算結果になるとの結論を得たところでございます。

それで、もう少し申し上げますと、確かに、委員からも御指摘ございましたように、平成二十九年の一月の「毎月勤労統計調査の変更について」の統計委員会の答申におきましても、「定義変更

に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行う必要がある。」というふうなことが統計委員会の答申でも指摘をされております。

したがいまして、今後、今申し上げましたのは、衆議院の予算委員会での小川議員からの質問も含め、また国会での議論を含め、また統計委員会におけます、今までの、これまでの指摘も踏まえて、厚生労働省において一定の仮定を置いて機械的に試算をしたものでございましてけれども、今後、これまでの統計委員会の指摘もございまして、統計委員会に御報告をしたいというふうに考えているところでございまして、必要に応じて御議論いただくことになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○小川委員 今、それ、大事な御答弁、おっしゃったんですが、そうであれば、これ、きのう、私、事務的に聞いた段階でそれは出ていたんですね。何らかのお答えをしますという意味深な事務的な伝達があったんですが、今みたいな大事なお話であれば、ちゃんとこれ、整理して、何をどうしてというふうな評価されているのか、バックデータも含めて説明する必要があるでしょう。責任があるでしょう。

これは追つてお願いできますかね。もう時間もあれなので、首を縦に振っていただければ結構です。曖昧に、定性的に、言葉だけの説明ではちよつと済まない。きちんと数字を挙げて立証していただくべき話だろうと思ひます。ちよつとこれは、また追つてきちんとした御説明をいただきたいと思ひます。

それから最後に、統計関連はもうこれ最後です。これも十分、国会審議で追いかけてきたところなんです、雇用保険や労災保険について給付額を追加しなければなりません。その法的な根拠がちよつと揺らいでいるんじゃないかという指摘を私どもはしてきたわけですが、これ、三月に入つて、法制局との間で法解釈について一定の折り合いがついたんですね。

私どもの立場からいえば、これ、雇用保険法にしても労災保険法にしても、毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎とし、省令で定めるという規定になっていますから、既にデータを紛失、捨ててしまった部分については、この毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額が存在しないんですね。推計はできると思いますが、統計的处理で、推計はできると思いますが、このずばり調査によって浮かび上がった平均給与額が存在しないんですよ。存在しない以上、これを基礎として省令で定めるということは不可能なはずなんです。

この点、法制局の見解が出たようでありますので、ちよつときようは法制局の立場から、この法解釈、どのようにお考えなのか、答弁を求めたいと思います。

○木村政府参考人 御指摘の相談でございますけれども、厚生労働省からは、毎月勤労統計の不適切な調査によります数値の誤りを統計的に合理的な考え方に基いて正し、これによって得られる従前の給与額との差額に係ります追加給付を現行の雇用保険法等の規定に基づいて行うことについて、御相談を受けてきたところでございます。

この追加給付でございますが、現行の雇用保険法による基本手当あるいは労働者災害補償保険法によります休業補償給付等として給付しようとするものでございます。

これらの法律には、給与額等について、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額等を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定される平均給与額に変更があったときは、その比率に応じて自動的に変更しなければならない旨の規定がございます。

このことから、法的には、これらの規定が適用される限りにおきまして、この基礎となるべき毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額等の誤りを統計的に合理的な根拠、考え方に基いて正すことにより生ずることとなります従前の給付額との差額に係る追加給付を、これらの法律の

規定を根拠として行うことが考えられるところでございます。

厚生労働省に對しましては、そのようにお伝えをしたところでございます。

○小川委員 手元に法制局の見解、メモをいただいているんですが、これ、物すごく、トートロジイというんですか、ちよつと論理が、法制局も自信ないんですよ、これ。法的にこれらの規定が適用される限りにおいて、これらの法律の規定を根拠として行うことは考えられるという入りと出なんですね。法的にこれらの規定が適用される限りにおいて、これらの法律の規定を根拠として追加給付を行うことは考えられる。法的にこれらの規定が適用される限りにおいて、これらの法律の適用は考えられるというメモになっているんですよ。

私どもが聞いているのは、あるいは厚生労働省が聞くべきなのは、法的にこれらの規定を適用することは可能ですかという問いであるべきなんです。それに対して、法的にこれらの規定が適用される限りにおいて、これらの法律の適用は可能である。

なお書きがありますよね、これ。なお、今後、法律又は政令の制定又は改正の必要があると認められる場合には、前広に相談されたい。つまり、この法解釈でもたないと判断した場合は、法律改正の必要性が出てくるので、そのときには、これを金科玉条にされては法制局として困るので、前広に相談してくださいとエクスキューズをつくっているんですよ。

今私が申し上げた二点、法的に適用される限り法的に適用は可能だというのは、聞かれたことに答えないための巧妙な回避の論理である、そして、なお、今後、法律の改正の必要があると認められる場合、その相談を受けているわけですから、それを法制当局として判断してあげなきゃいけないんじゃないですか。この二点、重ねて答弁を求めます。

○木村政府参考人 まず、二番目の御質問でございますけれども、今後、法律又は政令の制定又は改正の必要があると認められる場合には、前広に相談されたいという点につきましては、あくまでも、一般論といたしまして、私どもとしては、法律案あるいは政令案に至るということでございます。それは当然審査をいたさなければならぬというところでございますので、かような理解に立ち至ったという場合には御相談をいただきたいということ、念のためつけ加えたものということでございます。

法的にこれらの規定が適用される限りということでございますが、あくまでも、その法律の文言あるいは建前といたしましては、今回、勤労統計の数字が誤つていて、それを正すということになるわけでございますので、それによって平均定期給与額あるいは平均給与額の数字が変わる。そういういたしますと、自動的に変更しなければならぬという条文があるわけでございますので、それのある意味当てはめ直しを行うということが法的に考えられるということをおし上げたものでございまして、その意味でいいますと、具体的にその誤りをどのように正すかということにつきましては、法律の運用当局であります厚生労働省さんがお考えになることではないかなというふうに考えてございます。

○小川委員 それはおかしな。法律の番人ですからね、法制局さん。

ちよつと聞き方を変えます。

このデータを紛失した期間において、雇用保険法第十八条に言う労働者の平均定期給与額は存在するんですか、世の中に。

○木村政府参考人 繰り返してしまいかもしれませんが、誤りをどのような形で正すかということにつきましては、統計の解釈の問題でもあり、法制的にその適否を御答弁、あるいは我々としてその審査をするべき立場にはないのかなというふうに考えておるところでございます。

○小川委員 いや、具体的事象と法的評価を結びつけるのが法制局の仕事でしようとして申し上げているんですよ。

法律の解釈、そんな曖昧にして大丈夫ですか、これ。存在しないんですよ、データを失った期間。つまり、難癖つけているわけじゃなくて、ちゃんとこれ法改正が必要でしょうと申し上げているんですよ。存在しない期間については推計したものをもつて平均給与月額だとみなすという法律の一文、つなぐ規定がないと、これは読めないでしょうと言っているんですよ。そうでしょう、どう考えても。

これ、ちよつと、ごめんなさいね、きょう国交省さんにも来ていただいているので、ちよつとまた改めますが、これはとても、今の御答弁、納得できませんよ。法制的に無理だ、そんな解釈は違法ですよ。違法な追加給付ですよ。省令で何とかなる話じゃありませんよ、これ。ちよつとまた機会を改めますが、これはちよつと厳重に受けとめていただきたいと思います。

じゃ、もう最後、ごめんなさい、残り時間が少ない。

牧野副大臣、御就任早々ありがとうございます。

まず、前任の塚田副大臣が辞任されたその経緯といひますか、経緯というよりも本質ですよ、何をもつて辞任されたかとして後任を引き継いでおられますか。

○牧野副大臣 お答えいたします。

塚田前副大臣は、事実と異なる発言をしたとして、御自身の発言を撤回し、謝罪され、辞任をされました。私はそのように受けとめております。

○小川委員 そこは、私もあるいは国民の受けとめも含めて、うのみにしていいのかどうか、大変疑問の残る答弁であります。これは、王手飛車取りというんですか、八方塞がりというんですかね。どっちにしても行き詰まっているんですよ。うそをついたのか、本当にやっていたのか。うそをついたのか、本当にまづいことをやっているのか。

たのか、どっちかで行き詰まったということでしょう。

これは、もう副大臣始め皆様、御理解だと思えますが、背景だけ改めて、もうさんざん議論になっていますけれども、その海峡横断道路については、この関門海峡以外にも、東京湾、伊勢湾、紀淡海峡、豊予、それから島原天草を含めて六つ議論の組上に上がっていました。

そして、ガソリン国会、〇八年でしたけれども、暫定税率あるいは道路財源の一般財源化が相当議論になったときに、厳格に、高規格道路を含めて見直すという方向感をにじまされました。

それ以降なんですよ、この調査費をつけなくなったのは、〇八年。それが突如として、一七年に復活しているわけですね。しかも、五つのほかの港湾道路は度外視して、この下関海峡だけなんです。そこに、いかにも不自然だという疑いの目が向けられているところに、例の発言があったわけですね。という一連の、これも情況証拠といえれば情況証拠なんです、極めて怪しい経緯をたどっています。

そこで、きょうはちょっと道路局長に、御無理を言って出席していただきました。ありがとうございます。

事実関係だけお聞きします。

まず、〇八年に調査を中止したんですが、中止するまで、いつからこの調査が始まっていたのか一点。

そして、一七年に調査を復活させ、その時点では、都道府県の調査に対する国交省の補助事業でした。しかし、二年後の一九年、ことしから、国交省直轄、国直轄の調査としました。総じてお聞きします。ほかの五つの港湾道路は一切議論の組上に上がらずに、なぜこの下関だけが調査再開のゴースサインが出たのか。これが二つ目。

最後に三つ目。これは、直轄調査の対象になったということ、事業は実行すると。きのう、おとといですかね、もう一方、参議院の大家先生ですか、もう国の採択の寸前まで来ていますという

発言があったようですが、それはどういう受けとめをするのが正しいのか。こういう角度から答弁してください。かつて直轄調査になったにもかかわらず、その後、事業が実施されなかった例はあるのか。

ちよつと三点、時間の関係でまとめてお聞きしましたが、御答弁をいただきましたかと思っています。

〇池田政府参考人 まず一点目でございますが、海峡横断プロジェクトにつきましては、国による調査は平成六年度から開始しまして、平成十九年度まで行われておりました。

二点目でございますけれども、この六プロジェクトでございますが、関門海峡につきましても、この関門トンネルと関門橋がございますけれども、関門トンネルを含む国道二号、三号の慢性的な渋滞が発生しております。また、東日本大震災の教訓や平成二十八年四月の熊本地震の救援に関しても、この関門トンネル、関門橋が果たした役割を踏まえた代替路の重要性が再認識されました。

このようなことを踏まえて、下関北九州道路については、既につながっている関門トンネルや関門橋のバイパス機能の確保という観点で、ほかの五つの海峡横断プロジェクトとの違いがあると認識をしております。

この中で、平成二十八年年度の国会での議論におきまして、この当該道路は、他の海峡横断プロジェクトとの違いを踏まえると、整備手法も含め、地域で検討をしていただいて、ゼロベースで必要性を再整理していくという旨を、国土交通大臣よりも、当時答弁をされているところでございます。

それから、三点目でございますけれども、今般の調査を踏まえて、計画段階評価、都市計画、環境アセスメント及び新規事業採択時評価、この各段階で、整備の是非についてこれから判断をしていくこととなります。道路調査の着手が必ず事業化につながるものではございません。直轄調査に着手した後も、都市計画決定もされて、長時間事

業化に至っていない事業がございます。

〇小川委員 それは具体的にどのような事業があるのか、資料提出、お願いします。道路局長。もう答弁は結構です。調査に至ったのに、後に事業化されていない事業がどういふものが具体的にあったのか、これは資料提出をぜひお願いしたいと思います。

参考までに、これは国交省の記者会見の資料かな、〇八年、その調査を中断したときですよ。海峡横断プロジェクト調査については、個別のプロジェクトに関する調査は、今後行わないこととしてあります。後段に、これらについては、画期的な技術開発や財政の大幅な改善があり、仮に将来整備段階に格上げを検討する場合であっても、国会の場で個別路線ごとに議論するよう手続を経るということのみならずおっしゃっていますからね。そのことも改めて御留意をいただきたいと思っています。

総務大臣、これ、きょうは国交省にお聞きしましたが、質疑、時間終了していますので、もう終わります。これは各各々にまたがる問題だと思えます。森友、加計のときもそうでした。なぜペットや家畜が減るのに獣医をふやすのか、なぜごみの存在が確認できないのに八億円も値引きするのか、なぜ、それほど大きな、さっきの、まさにです、技術革新や財政の大幅な改善もないのに下関道路だけが前に進むのか、極めて不自然な経緯をいろんな分野でたどっている。総務行政においても……

〇江田委員長 時間が来ております。
〇小川委員 まさに、そういうことがないよう、大臣……(発言する者あり)

〇江田委員長 時間が来ておりますので、御配慮をお願いします。
〇小川委員 ぜひリーダーシップを発揮していただくことをお願いして、質疑を終わります。
〇江田委員長 次に、稲富修二君。
〇稲富委員 国民民主党の稲富修二でございます。

きょうも質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、ふるさと納税、宿泊税、そして住宅関係のことについて御質問してまいります。まず、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度の対象となる地方団体を指定する基準が、四月一日、告示で発出をされました。

そして、その各地方団体が申出をする手続、昨日四月十日が申出期限かと思えます。ちよつと通告をしておりますが、その提出、各団体、どれぐらいになっているのか。もし今わかれれば教えていただければと存じます。

〇内藤政府参考人 お答え申し上げます。大変恐縮でございますけれども、今現在状況を確認中でございまして、本日午後には取りまとめることができるかと存じます。

〇稲富委員 ありがとうございます。それでは、お手元の資料の二ページ目から少しお尋ねをしてみたいです。

地方団体を指定する基準について、基準一、二、三ということで、まず一、適正に実施すること、二が、返礼品は返礼割合三割以下、三が、返礼品は地場産品ということでございますが、まず、この適正に実施すること、これについて、何をもって適正とするか、御説明をお願いいたします。

〇内藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の、寄附金の募集の適正な実施に係る基準でございますけれども、今国会におきます改正後の地方税法の規定に基づきまして、四月一日に総務省告示を定めたところでございます。

その中で、寄附金の募集に係る取組といたしまして、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないことや、各年度において募集に要した費用の額がふるさと納税受入額の五〇%以下であること、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地

方団体に多大な影響を及ぼすような募集を行い、著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないことといった内容を定めているところでございます。

さらに、地方団体に對しましては、これらの告示の内容をよりかみ砕いて、どのような内容が当該基準に該当するかどうかについての具体例等をＱアンドＡの形で告示をしておりました。例えば、さきに述べました適切な寄附先の選択を阻害するような表現として、お徳とか、コストパフォーマンス最強とか、還元といったものが該当すると思われること等を丁寧に御説明を申し上げているところでございます。

○稲富委員 引き続き、この三割以下というのは比較的わかりやすいんですが、基準三の地場産品、何をもちて地場産品とするのか、お答えをお願いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。いわゆる地場産品につきましては、今国会における改正後の地方税法におきまして、当該団体の区域内において生産された物品又は提供される業務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものと規定しております。この基準を四月一日に総務省告示として定めるところでございます。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。当該地方団体の区域内において、生産されたもの、原材料の主要な部分が生産されたもの、製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの等を規定しております。それから役務、いわゆるサービスでございますけれども、これにつきましては、当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであつて、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであることと規定しているところでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。ＱＡの冊子も私も拝見しまして、少し具体的にお伺いしたいと思ひます。資料の三をごらんいただければ存じます。これは新聞の、西日本新聞、昨年十一月十八日にあつた広告なんですけれども、まず、この新聞広告、これは許されるのかどうか、お答えをお願いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。新聞広告も宣伝広告に当たると存じますけれども、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告、これは先ほどの基準からしますと適合しないということになるかと存じます。

○稲富委員 済みません、ちよつと、今よく、ごめんなさい、つかめなかつたんですが、新聞でこういう広告をすることは許されているのか。そして、インターネット、ホームページ等、民間のサイトで、ポータルサイトで募集することは許されているのか。新聞はいいのか、民間のポータルサイトはいいのか、この二つ、済みません、もう一度明確にお答えをお願いします。

○内藤政府参考人 新聞ですとかインターネットによる広告は、先ほど申し上げましたように、宣伝広告に当たると整理をしております。それから、民間事業者のポータルサイトによりまして募集をしているケースにつきましては情報提供というふうに整理をしております。前者的な宣伝広告につきましては、先ほど、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告というものは避けていただくということにしております。すし、情報提供につきましても、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供、これを行わないということと基準を定めているところでございます。

○稲富委員 済みません、ありがとうございます。宣伝広告、情報提供で違うんだという整理をいた

ただいたのかと思ひますが、もう一度ちよつと重ねてお伺いしますが、要するに新聞広告はだめだということ、そしてポータルサイトの場合は情報提供の範囲であれば大丈夫であるということかと理解をいたしました。その二つを分ける理由、それをお伺いをいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたように、例えば新聞でございまして、返礼品等を強調した宣伝広告、これは行わないことというふうにしておりまして、全く強調していません。その地域を、その魅力アピールするために新聞広告をするということもございまして、新聞広告一般をだめだと言っているということではございません。

○稲富委員 ありがとうございます。新聞広告、いわゆる宣伝広告、それからポータルサイトでさまざまな情報提供をするときにもいろいろな形態がございますので、いわゆる宣伝広告とは分けて検討した方がいいだろうということ、こういう整理をしたところでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。媒体というよりも、宣伝の仕方あるいは広告の仕方によって違うということかなと思ひました。それで、改めてこれは伺ひます。

適正なところなんですか。けれども、例えば、今お配りされているこの宣伝なんですか。けれども、これは明らかに新聞での、恐らく過大な広告になろうかと思ひますが、文言について、先ほど局長からもありました、例えば「ベスト」、これは「人気返礼品 Best」、これらの文言というのはいかがでしょうか。これは基準を満たすのか満たさないのか、お伺いをいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。今拝見をいたしましたところでございますので、個別に具体的にどうかということをお答えするのは大変難しいところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これが新聞広告で宣伝広告に当

たるといたしますと、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための文言との関係は問われてくるかと存じます。

○稲富委員 ありがとうございます。こういった言葉も少し検討が必要だという御答弁かと思ひます。それで、地場産品についてなんですけれども、ここに「ＱＵＯカード」と書いてありますけれども、これは地場産品になるのかどうか、お伺いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。地方団体が負担をする形でＱＵＯカードをお配りをする場合には返礼品に当たるといふふうに考えております。その際、今委員御指摘の地場産品に当たるといふことに関しては、地場産品には該当しないと考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。「ＱＵＯカード」ここに丸をしていますが、返礼品の中であつたような旅館、地元のホテルのクーポン券とかそういったものは、もし仮にそういうものであれば、カードであつても、要するにその地元で使うものであれば、それは地場産品と言えるのかどうか、御答弁をお願いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘ございましたいわゆる旅行券でございますけれども、これにつきましてはＱＡとＡで、当該地方団体を訪れまして区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン、これは主要な役務がその区域内で提供されているということでございますので、地場産品に該当するといふふうに考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。これは全体として、返礼品も含めて経費含めて五割以下であるということが基準としてあつたと思ひますけれども、広告、情報提供が仮に四割ぐらいしかあつて、返礼品そのものは一割ということでも、それは基準を満たすのかどうか、お伺いを

たるといたしますと、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための文言との関係は問われてくるかと存じます。

○稲富委員 ありがとうございます。こういった言葉も少し検討が必要だという御答弁かと思ひます。それで、地場産品についてなんですけれども、ここに「ＱＵＯカード」と書いてありますけれども、これは地場産品になるのかどうか、お伺いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。地方団体が負担をする形でＱＵＯカードをお配りをする場合には返礼品に当たるといふふうに考えております。その際、今委員御指摘の地場産品に当たるといふことに関しては、地場産品には該当しないと考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。「ＱＵＯカード」ここに丸をしていますが、返礼品の中であつたような旅館、地元のホテルのクーポン券とかそういったものは、もし仮にそういうものであれば、カードであつても、要するにその地元で使うものであれば、それは地場産品と言えるのかどうか、御答弁をお願いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘ございましたいわゆる旅行券でございますけれども、これにつきましてはＱＡとＡで、当該地方団体を訪れまして区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン、これは主要な役務がその区域内で提供されているということでございますので、地場産品に該当するといふふうに考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。これは全体として、返礼品も含めて経費含めて五割以下であるということが基準としてあつたと思ひますけれども、広告、情報提供が仮に四割ぐらいしかあつて、返礼品そのものは一割ということでも、それは基準を満たすのかどうか、お伺いを

たるといたしますと、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための文言との関係は問われてくるかと存じます。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。
現在定めております基準上は満たすことになるかと存じます。

○稲富委員 ありがとうございます。

ということは、返礼品は少ないとしても、大量のチラシをつくってそれで周辺地域にばらまくということが、仮に五割以下であればそれは許されるということ、そういうことかなというふうな今思いました。それは、あくまで経費が五割、そして返礼品が一割の中で、五割以下であれば、宣伝広告は大めというところでしたけれども、情報提供の範囲であればそれは許されるということかなと思いました。

それで、ここで私、改めて思うんですけれども、例えば、今御提供した資料、「ふるさと納税するなら今」「プレゼントキャンペーン」「Best1」とか、これがいいいのか悪いのかということ、合理的な説明が実はできない話です。

先ほどQAの中にも、こういう文言はだめだ、こういう文言は許されないということがQAの中にもあります。ただ、これも、じゃ、「プレゼントキャンペーン」はよくて「Best1」はだめなのか、「ふるさと納税するなら今」はいいけれども「Best1」はだめなのかとか、まあ言うところ、こういう議論は、率直に言って、全く意味のない話とか、私はしたくないんです。

これはいいのか、これは悪いのかということ、非常に、何かこう、軽減税率をすく思ひ出しますけれども、こういうことを一々役所が、これがいい、これが悪い、この表現ならいい、この表現ならよくないということを延々とやっていくんですかというのが私の問題意識です。

大臣、ちよつとごめんなさい、こういうことを、どこまでいいのかということをするのが、非常に生産的でもないし、しかし、基準を満たす満たさない上で、非常にそれをやらざるを得なくなっているというこの現状、何とか、ちよつと、もう一度明確に整理しないと、一々そのたびに、これはいいのか、これは悪いのかということにな

るといのは非常に非生産的だと思うんですけれども、御答弁お願いします。

○石田国務大臣 ふるさと納税にかかわっては、今までもいろいろ御議論いただきましたけれども、幅広い御議論がございました。もうやめるべきだという方もおられますし、もっと拡大すべきだという方もおられるわけでありまして、そういう中で、さまざまな関係の団体の市町村長さん始め皆さんの御意見をお聞きし、また現状を見る中で、一定の方針として、地場産品であり、なおかつ三割くらいということが妥当ではないかということに基づいてつくったわけであります。

常々申し上げておりますように、ふるさと納税制度というのは、やはり趣旨がございまして、そして同時に、それぞれの自治体の、都市の自治体あるいは地方の自治体、そういう自治体関係の皆さんの御理解もいただく中で健全に発展してもらいたい、そういう思いで我々総務省としてはやっておるわけでありまして、その一定のルールの中で良識ある対応をしていただくということがまず基本だというふうに思っております。

それが、ここはどうかというような微妙な問題についてはやはり一定の判断を示させていただくことはあると思っております。基本は、私はやはり、担当されたいいますか、市町村長さん、公の立場でございまして、そういう観点から御判断をいただくといいことが、これは政治をやっているわけですから、政治行政をやっているという立場で考えれば、やはり公の立場に立つて適切かどうかという御判断をぜひいただきたいなと思っております。

○稲富委員 ありがとうございます。

次の資料四ページ、これは福岡県の直方市のふるさと納税の記事なんですけれども、昨年十二月から一カ月間限定ということで家電製品を返礼品として募集をしたということ。その中で、バルミューダ製トースター、アップルウォッチ、iPadなどを返礼品として寄附を募ったところ、多額の寄附が一カ月以内で集まった。ただ、一カ月

以内にその電気製品を送り出すということになっていたので、余りの数があって、実際にはその寄附の方にお送りできなかったということでございます。そのお送りできなかった分については、価格相当額となる三千九十五万円の商品券を寄附者に送るということで、現物はだめなので商品券でお送りすることに市はしたということが書いてあるんですね。

ここで重要なのは、私が思ったのは、この一段目の一番左側なんですけれども、「市には詐欺まがいだ」と抗議が殺到している。ということなんですから、先ほど大臣おっしゃったように、ふるさとへの感謝を示すこと、そして納税者が寄附先を選べる、そういう趣旨であるさと納税はあるという中であって、詐欺まがいだとか、こういうことが声として出てくること自体が、そもそのふるさと納税の趣旨から全く離れている話だと思えます。

これは、じゃ、その詐欺まがいだと言っている方がおかしいのか、というわけじゃ私はないと思うんです。これは仕組みそのものが、やはり返礼品競争になつてしまいい、結局こうなつてしまっている。ふるさとへの感謝とか、我々が思っている当初の政策目的が全く違う方向になつていっている。ふたつとも、改めて、こういうこととになった以上、やはり、私、このふるさと納税制度、本当に残念ですけれども、こんなふうになつてしまつたら元も子もないと。

質問いたします。

直方市、十二月なので、恐らく十一月一日からの、申出以降の各自自治体の取組についてを加味して、次はその申出があった場合の審査をするということだつたと思うんですけれども、例えばこういうことをやる、例えばですけれども、一般論で結構ですが、こういう取組をした場合には、その審査において、申出があったとしてもそれはねられるといえますか、採択をされないということがあり得るのか、お伺いをいたします。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

一般論としてお答え申し上げますと、先ほど御説明申し上げました基準を含めて、指定のための基準というのを明確に定めているところでございますので、その基準に該当するかどうかということと今後審査をし、指定行為をしてまいりたいと考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。
それでは次に、宿泊税についてお伺いをしたいと思います。

我が福岡は、福岡市と福岡県の間で、宿泊税をどちらが課税するかということで議論がござい

ます。
そこで、基本的な事実確認を少しさせていただければと思います。現状、宿泊税、現在の導入自治体はどのようなところがあるか、お伺いをいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。
平成三十一年四月一日現在でござい

ますけれども、法定外目的税として宿泊税を導入している自治体は、都道府県では東京都、大阪府、京都府でございまして、市町村では金沢市でございまして、計四団体において宿泊税が課されているところでございます。

○稲富委員 課税対象、課税金額、あわせてお伺いをいたします。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

課税客体でございまして、旅館、ホテル等への宿泊行為でございまして、大阪府、京都府、京都市、金沢市につきましては、いわゆる民泊施設も対象とされているところでござい

ます。
課税金額につきましては、一泊当たりの宿泊料金に應じまして、百円から、多いところでは千円が課されているところでございます。

○稲富委員 この対象の施設については、例えば、大阪と東京、あるいは金沢市、同じ旅館、ホテルであつても少し、若干違うかと思うんですけれども、その点、御教示いただければと思うんですが。民泊ですね、民泊がこの対象に入っているかということをお伺いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

民泊施設を課税対象としていくところにつきましては、大阪府、京都市、金沢市でございます。先ほどの御答弁で京都府と申し上げましたけれども、京都市でございます。訂正させていただきます。

○稲富委員 ありがとうございます。

そもその民泊税導入目的について伺いします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

現在導入しております四団体につきましては、いずれも、都市としての魅力を高めますとともに、観光の振興を図るため、それらの施策に係る必要な財源を確保することを目的として、それぞれの条例の第一条にその旨を規定しているものと承知をいたしております。

○稲富委員 税収の使途なんですけれども、宿泊税は法定外目的税とされておると承知しています。その税収の使途はどのようなものになっているか、伺いをします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

四団体いずれも、御指摘ございましたように、法定外目的税として導入をされておられます。いずれも、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用を税収の使途として承知をしております。具体的には、例えば、町の個性や魅力を増すための取組ですとか、観光客の受入れ環境の充実とか、多言語対応の強化、景観保全、情報発信の強化等が使途とされているものと承知をいたしております。

○稲富委員 ありがとうございます。

そこで、課税客、課税対象についてなんですけれども、宿泊施設、ホテルが課税対象とした場合に、県と市が同じようにそこに対して課税をした場合は、これは二重課税ということになるのかどうか、伺いをします。

○石田国務大臣 宿泊税は地方税法上の法定外税でありまして、制度上は県も市も導入することが可能でございます。都道府県と市町村におい

て、課税標準の一部が同じである法定外税を課している例もあるわけでございます。

以上です。

○稲富委員 済みません、ごめんなさい、ちょっと私、今フォローができませんでした。同じ宿泊をされたお客様に対して、例えば二百円なら二百円を課税をする、一方で、市は二百円、県は例えば百円を課税するということは、これは二重課税になるのかというところを伺いをしております。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

制度的には、先ほど大臣が御答弁されましたように、県も市も導入することが可能でございます。同じ課税客体に同じ課税標準で課税をするということも制度的には可能な仕組みとなっております。

○稲富委員 ありがとうございます。

制度的には可能ということで、今回、例えば新税を導入、宿泊税を導入する場合は、法定外のものについては最終的には総務大臣の同意が必要だと理解をしますが、この場合、可能であるということでしょうか、最終的にはこれは、今のような宿泊税の形であれば、私からすると二重課税ですけれども、それは同意をされるということの理解でよろしいでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

それぞれ個別の税につきまして御協議いただきましたときに、同意するか同意できないかということとを判断いたしますので、個別にはなかなかお答えしづらいでございます。一般論として申し上げますと、法定外税の協議を受けました場合には、地方税法におきまして、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。それから「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」「国の経済施策に照らして適当でないこと。」「に該当すると認める場合を除きまして、同意しなければならぬ」ということとされておまして、この同意基準に沿って検討することとなると考えております。

○稲富委員 ありがとうございます。

個別にその場で、さっきの三つの要件に照らして判断をするということかと思われました。ありがとうございます。

最後に、あと残り時間で、単身世帯について伺いをしたいと思っております。

三月七日の当委員会において、高齢者の単身世帯がふえている、そしてそれに対する対策が必要だということ御質疑をこの場でさせていただきます。

現在のところ、全ての世帯という単身世帯が一人世帯が一番多い、そして二人世帯も徐々にふえてきておつて、これは一種、単身世帯予備軍としてふえている、二〇四〇年には単身世帯が四割になるというところを申し上げさせていた。ただ、その上で、それに対する、そういう世帯に対する政策が必要だ、衣食住でいうと住が必要であるということをお願いさせていただきます。

それに対して大臣からは、二〇四〇年という指標、逆算をして頭在化する諸課題について、第三十二次地方制度調査会において議論していくということ御答弁をいただいたかと思っております。

そこで、お手元の最後のページ、ごらんいただけますでしょうか。

今、単身世帯の経済状況です。単身世帯の総所得、一番上の表ですけれども、二百四万円。夫婦がいっしょだった場合は四百十五万円ということ、約半分以下になるということでございます。

そして、下のところに、見ていただくと、一世帯当たりの平均所得の中で、単身世帯の中で五階層、IからVまで所得階層に分けた場合に、平均したら二百四万円だけれども、一番低い階層は百二十三万円であるということで、月十万円程度、恐らく国民年金プラスアルファというのが収入かと思っております。

という生活感の中で、やはり住宅をどうするかということ極めて大きな、生活においての問題

であろうと思います。

そこで、きょうは国交省にお越しをいただいで、基本的な点を、事実確認をさせていただきます。全住宅に占める持家と賃貸の比率、そして賃貸の中の公営住宅の割合について伺いをします。

○眞鍋政府参考人 賃貸住宅と公営住宅についての御質問にお答えいたします。

総務省が平成二十五年に行った住宅・土地統計調査によりますれば、我が国で居住されている、つまりお住まいになっている住宅のストックは約五千二百十万户、このうち持家は約六割に当たる三千二百八万户、借家は約四割に当たる約一千八百五十二万户となっております。

このうち公営の借家と分類されるものは約百九十六万户となつてございますので、先ほどの借家の割合というのを計算いたしますと約一割ということになるわけでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

今お話があったように、賃貸は四割、うち公営はその中で一割という御答弁がございました。

大臣、最後、伺いをします。

今、高齢単身世帯がこれから確実にふえていくということがわかっていて、しかし、先ほどの単身世帯の中一番収入が低い方というのは大体月十万円程度の収入の中で、やはり地域を歩いていても、この収入の中で一人世帯でどうやって暮らしていくのかというふうな率直に思う場面がたくさんあります。そして、その世帯が確実にこれから二〇四〇年に向けてふえていくということもわかっていて、そして、二〇四〇年の単身世帯の一番多い世帯は七十五歳以上です。そして、その次は六十五歳以上。二十代、若い世代の単身世帯はその次の次ぐらいです。

という中であつて、単身世帯、ひとり暮らしの世帯を対象として、例えば、財政が豊かな地方公共団体が住宅手当等を支給するということはできるかもしれませんが、しかし、そうじゃない、財政力がないところは、その単身世帯に向けて、何か住宅補助あるいはそういう促進制度というのはな

かなか持ちにくいわけです。

当委員会が私がこの問題を指摘させて、御質問させていただいているのは、やはり地方自治あるいは我々の暮らしの一番近いところの大臣として、住宅手当事業を何か横展開するような、そのような地方財政措置というものが何か考えられないかというふうに思うわけですけれども、大臣の見解をお伺いします。

○石田国務大臣 先ほど国土交通省から答弁がございましたけれども、平成二十九年十月に新たに施行されました住宅セーフティーネット制度におきまして、単身高齢者を含む住宅確保要配慮者のうち、低額所得者の人居負担軽減のための支援措置が設けられていると承知をいたしております。

地方団体がこの支援措置を実施する場合には、その地方負担分について地方財政措置が講じられているところでありまして、引き続き適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

また、その上でということになりますが、単身高齢世帯に対する家賃補助等につきましては、一義的に所管省庁である国土交通省において検討されるべきものと考えておりまして、国土交通大臣の委員会での答弁におきましても幾つかの課題が指摘されておりまして、慎重に検討すべきものと考えております。

総務省といたしましては、地域の課題でございますので注意深く見守ってまいりたいと思っております。

○稲富委員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○江田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、F35戦闘機墜落事故について質問をいたします。

はまだ見つかっておりません。人命救助に万全を期していただきたいと私からも強く求めたいと思っております。

この墜落事故の状況、地元自治体、住民の方々への対応、御説明、どうなっておりますでしょうか。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。

四月九日の十九時二十七分ごろ発生いたしました航空自衛隊三沢基地所属の戦闘機F35Aの墜落事故につきましては、搭乗員一名がまだ行方不明でございます。現在も、航空自衛隊、海上自衛隊、米軍及び海上保安庁の航空機及び艦艇等により現場周辺の捜索を行っております。引き続き人命の救助に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、青森県や三沢市を始めとする関係自治体等につきましては、事故発生以降、状況をお知らせさせていただいております。地元の皆様は大変御不安を与えてしまったことは大変申しわけなく考えております。

今後、航空幕僚監部に設置いたしました航空事故調査委員会原因を究明し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○本村委員 地元の自治体、住民の皆様への御説明明なんですけれども、試験飛行を行って愛知県や岐阜県に対してはどのような対応をされているんでしょうか。

○森田政府参考人 済みません、ちよつとその点は確認をさせていただきます。

○本村委員 後で確認をして、御報告をいただきたいというふうに思います。

もう少し事実確認をさせていただきたいんですけれども、パイロットの方は最後に、訓練を中止すると通信をしていたということですが、パイロットの方と通信していたのはどこで、レーダーの航跡が消えたところの機関が一番最初に発見をされたんでしょうか。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。訓練実施中に一緒に訓練を行っておりました

かのF35A三機のパイロット等が事故機から訓練中止の通信を受けまして、その後、当該事故機との通信が途絶し、レーダー航跡の消失に至ったものでございます。

また、レーダー航跡の消失を把握したのは管制機関でございます。航空自衛隊北部航空管制群防空管制隊でございます。

○本村委員 フライト計画はどういうもので、訓練計画はどういうものだったんでしょうか。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。フライトプラン等、自衛隊の運用の詳細につきましてはお答えを差し控えていたいただきたいと思っております。今回の事故機につきましては、九日の十八時五十九分ごろに四機編隊の一番機として三沢飛行場を離陸いたしました。基地東方の太平洋の洋上におきまして、二機ずつに分かれて対戦機戦訓練を実施していたところでございました。

○本村委員 四十代のパイロットの方だと報道されておりましたけれども、このパイロットの方のF35のこれまでの搭乗時間は何時間か、ほかの機種も含めた飛行時間、わかれば御答弁いただきたいと思っております。

○森田政府参考人 お答え申し上げます。事故機のパイロットのF35Aの飛行時間につきましては、約六十時間でございます。これを含めた、ほかの機種を含めた総飛行時間につきましては、約三千二百時間でございます。

この訓練のときも編隊長を務めておりますので、パイロットとしてはベテランの域の者というふうに考えてよろしいかと思っております。

〔委員長退席、樹屋委員長代理着席〕

○本村委員 事故機の飛行時間は、これまで何時間でしょうか。

○森田政府参考人 事故機の飛行累計時間は、約二百八十時間でございます。

○本村委員 この墜落事故というのは、F35Aでは世界で初めての墜落事故という認識でよろしいでしょうか。

○斉藤政府参考人 お答え申し上げます。

四月九日に発生いたしました空自F35Aの墜落事故以前にF35Aの墜落事故は発生していないと承知しております。

○本村委員 世界初めての墜落事故ということですが、この墜落した機体は、三菱重工小牧南工場で最終組立てをしたF35、FACO初号機、一号機と報道されておりましたけれども、間違いございませんか。

○斉藤政府参考人 お答え申し上げます。

四月九日に墜落したF35Aは、国内最終組立て、検査、FACOにより製造した、国内FACOの初号機でございます。

○本村委員 この事故を起こした、三菱重工で最終組立てをしたF35初号機の試験飛行はいつ、いつ三沢基地に配備されたんでしょうか。

○斉藤政府参考人 お答え申し上げます。

四月九日に墜落いたしましたF35Aにつきましては、平成二十九年六月から八月にかけて試験飛行計六回を実施しております。

また、平成三十年五月二十八日に、空自三沢基地に配備されております。

○本村委員 試験飛行をしてから配備されるまでに大分時間がかかっているわけですが、まず、三沢基地に配備されてからこれまで、何かこの初号機、一号機はトラブルがあったということがございましたでしょうか。

○斉藤政府参考人 お答え申し上げます。

平成三十年八月八日に、悪天候の中、航法機材にふぐあいが認められたため、三沢基地ではなく、天候のよい千歳基地に着陸した事例がございます。

本件につきましては、搭乗員に対して対処要領を徹底するとともに、ふぐあいのあった部品を交換し、異状がないことを確認してございます。

○本村委員 三沢基地に配備されてからもふぐあいが、トラブルがあったわけですが、三菱重工で最終組立てしたこのF35の初号機は、試験飛行の際にもトラブルを起こしております。

愛知県名古屋空港に緊急着陸した機体だといふふうに思いますが、そのトラブルの状況、対応、お示しをいただきたいと思ひます。

○原田副大臣 お答えをいたします。

国内FACOの初号機は、ロッキード・マーチン社による試験飛行のため、平成二十九年六月の二十日、県名古屋空港を離陸いたしましたけれども、飛行中に機体の冷却系統に関する警報装置が作動したために、安全に万全を期すため試験飛行を中断し、県名古屋空港に着陸をいたしました。

ロッキード・マーチン社による調査の結果、機体の冷却系統の部品の不良が確認されたため、同社は、部品を交換し、その後、地上試験において、機体が正常に機能することを確認したものと承知をいたしております。当該処置により安全性が確保されたことを受け、同年六月二十七日には、機体の点検及び整備を入念に行つた上で試験飛行が実施され、無事に終了いたしました。

防衛省としては、試験飛行に際しては安全性の確保が大前提と認識をしております。米側に対し、安全面に最大限配慮をするともに、住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけておるところでございます。

○本村委員 二〇一七年六月二十日、試験飛行でトラブルがあつた、三菱重工小牧南工場での最終組立てF35一号機が墜落をしたわけでございます。試験飛行でもありましたけれども、三沢基地に配備されてからもあつたということでございます。

私は、昨年の予算委員会の分科会でも欠陥を指摘させていただきまして、危険性を指摘してまいりました。その後も、井上哲士参議院議員や、あるいは官本徹参議院議員なども繰り返し質問をしているわけですが、こういう状況で、やはり青森の方や三沢市の方や、あるいは愛知県、岐阜県、ほかにも、初号機は岩国にも行つております。また、米軍機でいえば、沖縄の皆様の御不安も多いわけでございます。

もう一つ、確認もさせていただきたいんですが、このFACO一号機が三沢基地に配備されるまで大分かつていたわけですが、この三菱重工で最終組立てをされた一号機は、県名古屋空港を使って試験飛行をした後にアメリカに行つていたというふうに思ひますけれども、アメリカのどこへ、何の目的で、いつからいつまで行つていたのか、具体的にどのようなことをやっていたのかということをお示しをいただきたいと思ひます。

○斉藤政府参考人 お答えをいたします。

国内FACO初号機は、平成二十九年十一月に県名古屋空港から米国に輸送されまして、平成三十年二月にかけて、メリーランド州パタクセントリバー米海軍基地などにおきまして、国内最終組立て、検査での製造が米国での製造と同等の品質を確保できているかを確認するため、品質検査を実施しております。

その後、当該機におきましては、アリゾナ州ルーク米空軍基地に輸送され、航空自衛隊の操縦者訓練に使用されております。そして、平成三十年五月、配備のため、米国から三沢に輸送されております。

○本村委員 三菱重工小牧南工場で最終組立てをされたF35の中で、アメリカに行つたのは初号機だけでしょか。

○斉藤政府参考人 お答えをいたします。

FACOにより製造された機体につきまして、製造後の品質検査のため米国に輸送したものは初号機のみでございます。

○本村委員 FACO二号機以降はなぜアメリカに行かなかつたんでしょうか。

○斉藤政府参考人 お答えをいたします。

国内FACO初号機は、国内FACOでの製造が米国での製造と同等の品質を確保できているかを確認するため、米国に輸送して品質検査を実施いたしております。これにより、国内FACOでの製造において十分な品質が確保されていることが確認されたため、国内FACO二号機以降につ

きましては、米国に輸送して品質検査を実施することは行つておりません。

○本村委員 この三菱重工小牧南工場で最終組立てをされた一号機は、アメリカでかなりの期間、品質の検査ですとか、やつていたわけでございます。アメリカで完成検査が終わつた、あとは、初号機と一緒に二号機以降は大丈夫だということとでアメリカに行かなかつたということ、そういう理解なんでしょうか。

○斉藤政府参考人 先ほど御答弁したとおり、先生御指摘のとおりでございます。

○本村委員 ですから、初号機が墜落をしたわけですから、初号機が大丈夫だから二号機以降も大丈夫だということでこれまでは来たわけでございます。

実は、F35の、この三菱重工小牧南工場で最終組立てをされた四号機も、試験飛行のときに岐阜基地上空でトラブルを起こし、愛知県名古屋空港に緊急着陸をしております。

アメリカで完成検査をしたその三菱重工最終組立ての一号機だけではなく、二号機以降も当然ながら墜落の危険性があるという認識を私はするわけですから、そういう危険性があるんじゃないですか。

○原田副大臣 お答えをいたします。

委員御指摘のように、国内FACO四号機につきましては、平成三十年四月十二日の試験飛行において、岐阜基地上空でキャノピーがロックされていない可能性を示す表示灯が表示されたため、念のため試験飛行を中断をいたしまして、県名古屋空港に着陸いたしました。

着陸後、キャノピーはロックされておりました。表示灯の誤作動であつたことが確認をされたため、調整を行つた上で、四月十三日に試験飛行が実施され、無事終了しております。

また、これまで試験飛行を行つた国内FACO機について、初号機及び四号機以外に緊急着陸を伴う事象は確認をされておられません。

なお、今般の国内FACO初号機の事故について

て、航空幕僚監部に設置した航空事故調査委員会において事故原因等について調査を進めておるところでございます。

事故調査は、先入観を排除して客観的に行われるべきものであり、初号機及び四号機の試験飛行で発生した事象との関係も含めて、今後の調査や原因究明に関するコメントは差し控えていただきたいと思います。

○本村委員 当然、少なくとも、墜落事故、原因究明できるまでF35の飛行は中止するべきです。当然、再発防止策を住民の皆さん……(発言する者あり)

○榎屋委員長代理 委員に申し上げます。

静粛にお願いをいたします。

○本村委員 再発防止策についても、住民の皆さんが納得できなければ飛行を中止するべきだといふふうに思ひます。当然、愛知県名古屋空港あるいは岐阜基地を使つての試験飛行もやめるべきだといふふうに思ひますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○原田副大臣 今般の事故を受けまして、残る航空自衛隊のF35A十二機については、当面の間、飛行を見合わせることにいたしております。また、国内最終組立て、検査、FACOにおいて実施している試験飛行についても、当面の間見合わせることにいたしております。

飛行再開の時期につきましては、現時点で確たることを申し上げることはできませんが、安全な飛行が確保できることが前提であるということを考えております。

(榎屋委員長代理退席、委員長着席)

○本村委員 原因究明あるいは再発防止策ができるまでは少なくとも飛行中止ということ、強く求めておきたいというふうに思ひます。

この問題は、住民の皆さんの命にかかわる問題なんです。県名古屋空港では何度も何度も事故が起り、人命も失われております。(発言する者あり)

○江田委員長 不適切な発言はやめてください。

(発言する者あり)不適切な発言はやめてください。
○本村委員 地方自治にもかかわる問題でございます。

F35は、もともとアメリカの政府機関から数多くの欠陥が指摘をされてまいりました。二〇一六年十二月、米国防総省の報告書によりまして、二百七十六の欠陥があると指摘をされております。二〇一八年六月五日公表の米政府監査院報告書で、九百六十六件の未解決の欠陥が指摘をされております。二〇一八年九月二十八日、アメリカの海兵隊の保有するF35が墜落、大破をしております。こういうさまざまな問題を抱えているのがF35戦闘機でございます。

さまざまな機関、アメリカの機関から指摘をされている結果について全てつまびらかにしていただきたいというふうに思いますし、今、指摘をした欠陥が日本政府、防衛省が把握をしている全ででしょうか。指摘をした欠陥以外のものは日本政府は把握をしていないのでしょうか。

○原田副大臣 今委員の御指摘のとおり、二〇一六年の米国防総省運用試験・評価局の年次報告において、F35A、B、Cの全ての型式全体で二百七十六件の未解決の課題があると指摘されました。また、二〇一八年の米国会計検査院の報告書においては、全体で九百六十六件の課題があると指摘をされたことは承知をいたしております。

その具体的な内容について、防衛省として米政府に確認を行っておりますが、F35の能力にかかわるものであり、米政府との関係もあるため、お答えはできません。

その他の課題について申し上げれば、米国防省は、昨年九月に米国で墜落したF35Bの事故原因の調査を踏まえ、一部のエンジンの燃料配管について指摘を行っており、航空自衛隊のF35Aについては既にその所要の点検を実施をしておるところでございます。

現時点でこれらのほかに米政府が公表している課題はないものと承知をいたしております。

○本村委員 そもそも、アメリカ政府機関から指摘をされている欠陥リスト、日本は、防衛省は入手をしているのでしょうか。(発言する者あり)

○江田委員長 不規則発言は慎まれてください。

○原田副大臣 今般の事故につきましては、航空幕僚監部に設置した事故調査委員会において、事故原因等について調査を進めております。

事故調査は先入観を排除して客観的に行われるべきものでございまして、御指摘の報告書との関係も含め、今後の調査や事故原因に関するコメントは控えさせていただきます。

○江田委員長 本村さんに申し上げます。総務委員会の一般質疑であります。総務委員会の議題の範囲内での質問に、できるだけ沿うようにお願い申し上げます。

○本村委員 地方自治体に大きくかわる問題でございます。

地方自治体の皆様が生を上げている問題でもございまして、質問させていただきますけれども、私が先ほど質問をいたしましたのは、米国の政府機関が指摘をしている欠陥のリストについて……(発言する者あり)

○江田委員長 不規則発言はやめてください。

○本村委員 リストについて入手をしているかという点でございます。全てのリストを。

○小波政府参考人 お答え申し上げます。

防衛省として、委員御指摘のようなリストは保有していませんが、その内容については、先ほど副大臣からも御説明がございましたとおり、米政府に確認を行っております。

その結果をいたしまして、我が国が導入いたしますF35Aの機体については、運用能力や飛行の安全性等に影響を及ぼすような課題はないこと、それ以外の比較的軽微なふぐあひについては、既に改善のための取組が開始されておられ、主にソフトウェアのアップデート等により、追加的な費用負担なく逐次改善されていくことを確認しているところでございます。

○本村委員 一つ一つ指摘をされた欠陥について、安全性の面でクリアされているのか、日本政府の目で見つかりとチェックできているのか、二百七十六の欠陥、九百六十六の欠陥、それぞれ一つ一つどうなっているのか、欠陥でなくなったと日本政府が把握しているところはこのうち幾つあるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○原田副大臣 繰り返しになりますけれども、防衛省として、指摘の内容については、米政府に確認を行っております。

その結果として、我が国が導入するF35Aの機体については、運用能力や飛行の安全性等に影響を及ぼすような課題はないことを確認をしております。

いずれにしても、今回の事故の調査に当たっては、必要に応じ、関係機関に問い合わせることも含め、適切に対応する考えでございます。

○本村委員 これだけ欠陥が指摘されているのに、日本政府の目で見、これがちゃんとクリアされているかということをしていないわけでございます。私は、これは余りにも無責任過ぎるというふうに思ひます。

航空自衛隊のパイロットの方は、結局実験台になっているのではないかとこのように思ひますし、青森や愛知や岐阜や、あるいは山口や沖縄、こういった方々の、住民の皆さんの命を一体どう考えているのかというふうに言わざるを得ないというふうに思ひます。危険と隣り合わせで住民の皆さんは暮らしておりますし、自治体の皆様の御苦勞も大変なものがあるということでござい

ます。

配備は中止をしてほしいという三沢基地の、青森の皆さんからの御声もございまして、飛行をやるべきだ、試験飛行をやめるべきだという御声も出て、既にもう要請もされております。重く受けとめていただきたいというふうに思ひます。

欠陥が多く指摘されている……

○江田委員長 本村さん、質問がこの総務委員会と全く関係のないことになってくれば、これは不適切でございますので、それをしっかりと考えて

言ってください。

○本村委員 基地の交付金などもございまして……

○江田委員長 何が関係あるのかも言って、そして質問してください。

○本村委員 いえ、地方自治にかかわる、地方自治体にかかわる、地方自治体の住民の皆さんの命にかかわる問題でございます。

○江田委員長 委員会としては……

○本村委員 こういう問題を総務委員会ですらないというふうにはしていただきたくないというふうに思ひます。

やはり、この欠陥を指摘され……

○江田委員長 公平公正な運営をしていく私の立場として、注意をいたします。

この総務委員会に関係のある質問にできるだけ沿ってください。よろしくお願ひします。

○本村委員 はい。

住民の皆さん、自治体の皆さんのお声をしっかりと受けとめなければいけないということやらせていただいております。

欠陥が多く指摘されている戦闘機F35の問題は、パイロットの命、そして周辺住民の皆さんの命がかかった問題でございます。

このFAC0一機は、一機百四十億円と防衛省の資料に取得費としてございましてけれども、それが一瞬にして墜落をしましてしまったということでございます。巨額のお金をかけて購入し、これからも数多く爆買いをする、百四十七機体制にするんだと。

F35戦闘機のこういう大量購入については、白紙に戻してやるべきだと考えますけれども、副大臣、お願ひしたいと思ひます。

○原田副大臣 お答えをいたします。

今般の事故につきましては、先ほど御答弁申し上げたように、航空幕僚監部に設置した航空事故調査委員会において、事故原因等について調査を進めることといたしております。今後のことについてコメントするには時期尚早であると考えて

おります。

いずれにしても、現時点において、これまでの方針を変更するに足る具体的な情報がありません。昨年末に決定したF35A追加取得の方針を変更する考えはございません。

○本村委員 ぜひ白紙に戻し、やめるべきだというふうに思います。

次に、統計の問題についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、統計委員会の議事録の開示についてでございます。

先回、二月十九日も指摘をさせていただいたんですけれども、その後も、議事録は、昨年十月二十五日分から八回分、議事概要は、一月七日、五回分出ておりません。また、点検検証部会も、議事録二回分出ておりません。体制を強化してやるようにということで総務大臣にも、改善するという答弁がございました。

二月十九日の委員会以後、議事録の速やかな公開に向け、総務省は具体的に何をしてきたのか、体制の強化などあったのか、また、一月十七日以降の議事録はいつまでに公開するのかという点、お示しをいただきたいとします。

これは大臣にお願いをしたいと、大臣に通告しております。

○石田国務大臣 統計委員会の議事録のホームページ掲載がとれていることは、おわびを申し上げます。

御指摘をいただいております。議事録、議事概要の作成につきましては、事務局内の一部の職員で対応しておりますけれども、委員の指摘を踏まえまして、二名から六名体制ということで今担当させているところでございます。二月十九日以降に公開されたものとしては、百二十五回の議事録、百二十六回の議事録、さらに、点検検証部会の二月、三月、第一回、第二回の議事概要について公開させていただいたところでございます。引き続き、速やかに議事録、議事概要の作業を進めるよう指示しているところでございます。

○本村委員 終わります。ありがとうございます。

した。

○江田委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

ちよつと不規則発言というか、言葉をちよつと申し上げましたが、いや、これ、本村委員の質問が総務行政に関係あるんだしたら、森羅万象、全部総務行政に関係ありますよ。

ちなみに、私がこの総務委員会でも共産党のことをやってきたのは、これはマイナアンバーに関係あるからですよ。石田総務大臣はマイナアンバー担当大臣なんです。

私は、この委員会が一貫して、マイナアンバーを、社会保障、税、そして災害、防災、この三分野に限るのではなくて、外国人労働者の在留管理に使うべきだということを一貫して申し上げてきた。これはもう明らかに総務行政に関係あることです。

だから、その関係で、外国人の在留管理がちゃんとしないければ、それが直接、産業スパイのみならず、本物のスパイですよ、産業スパイだけじゃなくて、本物のスパイが日本社会にはつこすることになるということを議論し、そして、その過程で、まあ、国会にもいろいろな団体があるよなということ、鈴木先生、ありがとうございます、そういうことで破防法の話になってきたわけですよ。

だから、マイナアンバー、スパイ、そして破防法、きれいに繋がっているじゃないですか。これを江田委員長はずつと、いや、俺の議事整理権だと言つて、理由なく私の言論を封じてきた。それに対して、きょうの本村委員の何ですか、これ。全く関係ないですよ。それを三十分、最後、残りもう二、三分のときに、いや、何かちよつと注意したと。もう委員長、まあ、委員長のことはこれ以上言いませんが、私は、やはり国会は国権の最高機関ですから、公正公平な言論の府としていただくことを求めたいと思います。

さて、その共産党であります、三月二十三日

の赤旗にこう書いてあります。三月七日、衆議院

の総務委員会では、ここですよ、総務委員会。私が今申し上げたように、マイナアンバー、スパイ、共産党、この流れの中で出てきた破防法の議論ですよ。三月七日、衆議院総務委員会では、「総務行政とは関係のない発言に對しましては、ご遠慮願います」「話を変えてください」という総務委員長

の制止の声を振り切つて、「僕が悪いんですか。僕は悪くないですよ。」「振り切つて、足立康史議員（日本維新の会）が、共産党の破防法の指定の経緯などを質問した。これに対して、公安調査庁

が云々云々と答弁をしたことについて紹介をしながら、最後、共産党の赤旗はこう言っているんですよ。『これは』、これはというのは政府の答弁ですよ。この政府の答弁については、『歴史の事実を歪曲した悪質なデマ』である。赤旗ですよ。翌日も同じことを書いています。二日間わたつて、社説ですよ、これ。赤旗が社説で足立康史の名前を前面に掲げて、二十三日と二十四日、社説ですよ、これ。

政府がデマだと言われているんですよ。そして悪いのは足立だと言っているんですよ。おかしいでしょう、これ。本村さん、何でもこれスルーされて、私だけ悪いと書かれるんですか。名誉毀損ですよ。今、橋下徹さんの法律事務所とちよつと相談しています。小池晃書記局長を名誉毀損で訴えたい、こう思っています。ただ、ちよつとこれは、なかなか裁判というのは難しいので、勝てるかどうか、今精査をしています。

それから、その小池晃書記局長は、私が国会でその発言をしているその翌日にツイッターで、破防法に基づく調査対象団体だと足立が言ったが、私の写真をツイッターで引用しながら、デマだと、ツイッターで拡散をしています。

それから、小池さん、身のほど知らずですが、ユーチューバー小池晃というチャンネルが生まれていまして、今、あだちゃんという私のチャンネルのフォロワーは二万六百人です、小池さんは今、三千七百四十二人で、健闘を祈りたいと思います。

ますが、そのユーチューバー小池晃のところでも

た、足立康史と公安調査庁が破防法に基づく調査対象団体だと言っていることについて、これは勝手に言っているだけだ、法律に基づくものではないと言っているんです。そして、公安調査庁の公安のことをストーリーカー呼ばわりして、勝手にストーリーカーされているんだと、俺たちは。ストーリーカーについては、どっちが悪い、ストーリーカーされている人とストーリーカーしている人はどっちが悪い、ストーリーカーしている人が悪いんだと言っているわけです。

公安調査庁、きょうもおいでいただいています。いや、もういいですよ、細かいことはまた法務委員会です。総務委員会です。公安調査庁、今申し上げたように、ツイッター、ユーチューブ、赤旗、あらゆるメディアを総動員して、日本共産党が破防法の調査対象団体であるとの私の発言並びに政府の答弁について、これはデマである、公安調査庁の調査活動は、これはストーリーカーだ、こう言い放つていますが、繰り返しになりますが、破防法に基づく調査対象団体である、間違いないですね。

○横尾政府参考人 日本共産党は、破壊活動防止法に基づく調査の対象となつておる団体でございます。

○足立委員 以上でやめますよ、もう。僕は、共産党みたい、三十分全部関係ないことに使えません。ちよつとだけ使わせていただきました。いや、関係あるんだ。日本共産党がきょうやったことは全く関係ない。おもしろいでしょう。おもしろい。（発言する者あり）やめた方がいいですか。ああ、済みません。

日本共産党のきょうの質疑は、本村委員のきょうの質疑は関係ないですよ、三十分。でも、私のきょう言つた話は、マイナアンバー、外国人労働者、いや、外国人労働者の九九％はすばらしい人材ですよ。でも、たまにまじっているんですよ、スパイが。この国会の中にも、二重基準の、ダブ

ルスタンダードの共産党がばっこして、徘徊しているわけですよ、国会の中を。

まあ、以上でやめます。

さて、先般、統一地方選挙の前半戦で、大阪でダブル選挙、大きな票をいただきました。その際に、経済産業大臣・万博担当大臣が大阪入りをされて、公職選挙法に基づくダブル選挙の前倒しを裏切りだ、あんなに一緒に大阪・関西万博の誘致に頑張った仲間であるはずの松井当時の知事と吉村市長が選挙に打って出たことは裏切りだ、こうおっしゃいました。

総務大臣、裏切りだと思いませんか。

○石田国務大臣 私は、世耕大臣のお話を聞いておりませんので、コメントは差し控えてさせていただきます。

○足立委員 いや、大臣、通告していますから。事前に、選挙中の世耕経産大臣・万博担当大臣の発言についてちゃんと紹介をし、きのう経済産業委員会でも、世耕大臣にしっかりと質問した。これを全て事務方に説明した上で、総務大臣として、この都構想に係る、あつ、まああれか、だから、確かに、正確には、その裏切り発言については、通告、ちゃんとできていなかったかもしれないですね。大臣、済みません。それは通告漏れですね。やめておきます。

でも、きょう選挙部長、来ている、選挙部長。きょう呼んでないか。とにかく、公職選挙法に基づいて行っている選挙を裏切り発言なんという、僕は、総務大臣として見過ごしたらあかんと思いますよ。ちゃんと、ちょっと、世耕大臣の発言を注意して、もし不適切であれば、総務大臣としてちゃんと一言あると。確認するだけ、ちょっとお願いします、確認すると。確認すると言ったさ、確認。きょうは通告していないから、確認すると。

○石田国務大臣 足立議員の方から通告をいただいていることについて御答弁を申し上げますと……(足立委員)あつ、違う違う、それは次だから「と呼ぶ」いやいや、世耕大臣の発言ですね。

昨日の経済産業委員会において、世耕国際博覧会担当大臣から、大阪都構想はいろいろな大変な作業であり、大阪府市が万博関連の準備をしつかりやっていくことと両立できるかということを心配している、目的は大阪・関西万博を成功させることにあり、新知事、新市長としっかりと安定的に万博を成功に導く方策について話し合っている旨の答弁があったというふうには聞いております。

大阪・関西万博は、政府が責任を持って世界に訴えて、実現したものであります。それだけに、担当大臣としては、世界に対する責任からも、何となくでも成功させなければならぬ決意だと推測をいたしております。

万博開催は大きな事業でありまして、開催までに、財政あるいは人的配置、さまざまな工事を始め、いろいろな準備を行っていくかなければならぬものであり、大阪府、大阪市にも大きな負担となるのが想定されるところでございます。世耕大臣は、万博担当大臣として、そのような趣旨で発言されたものと思うわけでございます。

○石田国務大臣 世耕大臣の発言は選挙中でございましたので、今言われたように、結果が出た上での発言ではないということは申し上げておきたいと思っております。

今般、選挙の結果が出たわけでございまして、今後地元での議論が想定されるわけでございまして、けれども、その際には、当然、万博の成功も念頭に置きながら、地元で十分議論されるものと考えております。

○足立委員 まさに今御答弁いただいたように、世耕大臣は、選挙中、裏切り発言のみならず、大阪・関西万博と大阪都構想の住民投票、これを両方やる余裕は大阪府市にはないだろう、余裕なんかないんだ、こういうことを、自民党大阪府連の議員にたきつけられたかどうか知りませんが、そういうことをおっしゃって帰られたわけであります。

これは大変ゆめゆめ問題で、きのう、経済産業委員会でも世耕大臣の認識を問いましたが、その懸念を撤回をされませんでした。私は、そこで申し上げたのは、僭越だ、何を万博担当大臣が偉そうに言っているんだ、この問題に責任を持っている

のは大阪府市だから任せてくれと。大臣、このダブル選挙で、この四年以内、すなわち大阪・関西万博二〇二五年までの間に大阪都構想の住民投票を実施することは、これはもう公約であり、それが大きな形で、大きな負担を得て、やれという民意が出たわけですよ。それは、もう選挙結果を見れば明らかです。

それについて政府が懸念を示すって、私は大変僭越なことだと思っておりますが、総務大臣のお立場で、例えば、世耕さんは大阪府市の財政のこととか言っているんですよ。ばかかと、本当に。僭越だと。総務大臣、大阪府市をずっと見てこれているお立場として、今の時点で懸念、お持ちですか。

○石田国務大臣 世耕大臣の発言は選挙中でございましたので、今言われたように、結果が出た上での発言ではないということは申し上げておきたいと思っております。

念はないと言つてくださいますと、懸念はあるというんですよ。だから、後じゃないんです。まず、今の御認識、世耕大臣の発言についての認識は、今の御発言は間違っていますから、認識は、まず共有できましたか。

○石田国務大臣 きのう発言されたということであれば、世耕大臣が選挙結果を受けて判断された発言だと思います。

○足立委員 それは万博担当大臣が判断すべきことですか、自治体の財政について。

○石田国務大臣 ちよっと、世耕大臣の発言をつまびらかに認識をいたしておりませんけれども、万博担当大臣として、万博が成功に導けるかどうか、そういう観点で発言されたものではないかと推測をいたします。

○足立委員 自治体の財政的余裕について発言されたんですよ。それは万博担当大臣・経産大臣の所管じゃないですと、言っているんです。それは石田大臣の所管ですと、言っているんです。

○石田国務大臣 私は、万博担当大臣としても、当然、万博を成功させるために、地元が応分の負担に耐えられるかどうか、それはもう当然、御心配されることは当たり前のことだということふうに思っております。

○足立委員 いやいや、だから石田大臣と相談するんじゃないんですか、それは。あるいは、地元自治体と相談するんじゃないしょう。

いや、心配はしたらいいますよ。でも、所管じゃないでしようと言っているんですよ。

○石田国務大臣 懸念を表明されたということであつて、今、足立委員が言われたように、具体的には、やはり地元の大阪府、大阪市と、そういう協議、これからはなされていくものだと思うっております。

○足立委員 いやいや、あのね、懸念を表明したんですよ。だから、僕はきのう言ったんですよ、勉強不足だろうと、単なる。

もういいや。もうとにかく、自民党、ちゃんとした方がいいよ、もうちよっと。何か、大阪十二

区のことを心配なのはわかるけれども、ちゃんと大臣らしく答弁してくださいよ、大臣らしく。大臣にもう一つ聞きますよ。

もう一回言いますけれども、大阪府市は、大阪・関西万博の誘致は決まったんです。いいですね、大臣。こち見てください、こっち。大阪府市は、大阪、関西は、日本万博の誘致はもう決まったんです。二〇二五年です。成功させますよ、絶対。何したって成功させますよ。その上で、今回のダブル選挙で、任期中、すなわち四年以内に都構想の住民投票をやるということも信任を得たんですよ。それは御存じでしょう、新聞を見ていれば。両方とも国の法律に基づくんですよ。それを大阪府市がちゃんとやりますと云っているんです。今の時点で、今の場で、今の時点で、総務行政を担当する石田大臣として、大阪府市の取組について、具体的な懸念点、お持ちですか。具体的な懸念点を見つけていらつしやるんですか。

○石田国務大臣 まず、万博について申し上げれば、それは世耕大臣が懸念を表明されたということとを申し上げたまででありまして、そして大阪都構想につきましては、これから地元で議論されることとございまして、私は今の段階で懸念とかいろいろなことを申し上げる段階にはないと思っております。

○足立委員 いや、だから、見つけてないんですよ。今の時点で、いやいや、申し上げる段階ではないんじゃないやなくて、今の時点では見つけてないんですよと言っているんですよ。今もし懸念があれば言ってくださいよ。懸念があったら言ってくださいよ。はい。

○石田国務大臣 これから地元でいろいろ議論されるわけですから、その以前に私がとやかく申し上げるような状況にはないということをお願いしておるわけでありまして。

○足立委員 逃げないでくださいよ。今の時点で既に発見している懸念はあるかと言っているんですよ。逃げたらだめですよ。今の時点で総務大臣

として大阪府市について懸念はあるかと言っているんですよ。あったら教えてくださいよ。

○石田国務大臣 はつきり申し上げまして、これは大阪府と大阪市、地元でこれから議論されるものでありまして、私もいろんな課題について総務大臣としてやっておりますので、この大阪都構想について具体的に今の段階では何ら検討いたしておりません。

○足立委員 ひどい大臣ですね。

大臣、大臣、あのね、大阪万博は、万博法がこの間成立しました。(発言する者あり) あつ、成立じゃない、可決しました。大阪都構想は、まさにこの総務委員会が所管している大都市法、大都市地域特別区設置法に基づいてやっているんですよ。両方とも国法に基づいてやっている大阪府市の取組について知らぬ、一切知らない……(石田国務大臣「知らないとは言っていない、検討していない」と呼ぶ)

じゃ、ちよつと聞きますよ。

万博と大阪都構想の住民投票、これは並行して両方ともやり切ります。これはだつてこの選挙結果で決まったんだから、それは。これから地元で検討するんじゃないんですよ。今回の選挙で両方やるって決まったんですよ。両方やること自体について、問題ないですね。

○石田国務大臣 それはこれから大阪府と市がしっかりと頑張っていただければいいと思います。大阪市地域特別区設置法という法律は議員立法によってできているわけとございまして、手続についてはこの中で細かく規定されています。ですから、これに基づいて、これから改めて、今までも作業されておられましたけれども、改めてさ

れている上で、いずれかの段階で、総務省のあらは総務大臣の方にその手続上の課題として上がってくれば、やはりきちつと検討はさせていただきます。(足立委員「答えてない、委員長、答えてませんよ」と呼ぶ)

○江田委員長 足立君。(足立委員「答えてませんよ」と呼ぶ) 足立君。(足立委員「答えてない。委員

長、ちゃんと仕切ってください」と呼ぶ) 何を答えてないか、もう一度、もう一度言ってくださいよ。

○足立委員 手続なんて全部わかってますよ。僕が聞いているのは、今回の選挙で万博と都構想両方やるのが決まりましたが、特に問題ないですね。今後、手続にのつとつて大阪府市がちゃんとやっていきます。今の時点で指摘できるような懸念はないですねと言っているんですよ。

○石田国務大臣 これについては、先ほど来答弁させていただいているとおりとございまして、大阪、地元でしっかりと頑張つて御検討いただきたいと思ひます。

○足立委員 あるかないか言ってくださいよ。懸念はある、懸念はない、どつちですか。

○石田国務大臣 私は、先ほど答弁申し上げましたけれども、この問題について細かく検討している状況には今ございませんので、答弁は差し控えてさせていただきます(足立委員「だめです。委員長、答弁してください。通告していただきますから」と呼ぶ)

○江田委員長 今、足立君の質問に対して、大臣、何度も答えてはいらつしやると思いますが、この検討はしているが、これからだということであつたかと思ひます。

○足立委員 今大臣は答弁を控えると言つたんですよけれども、それはだめだと言っているんですよ。通告しているんだから答弁してくださいと言っているんですよ。

○江田委員長 再度、石田総務大臣。

○石田国務大臣 これから、先ほどと同じことを答弁させていただいていきますけれども、これから大阪府、大阪市でこれらの問題についてしっかりと議論されていくというふうな思つておりまして、それは頑張つて議論していただければありがたいなと思ひます。

○足立委員 本当にあればよ、自民党というのも大したことないね、本当に。だつて、懸念ないと言つたらいいじゃないですか。だつて、ないんだから、言えないんだから。言えないんだつた

ら。だつて、僕たちはもう決まったんだから。万博と都構想は両方やるんですよ。新聞に書いてありますよ。それを、何か、その答弁を逃げるというの、もう自民党、これはもうどうしようもないですよ、自民党。

まあ、石田大臣は去年も自民党国対で、私もいろいろ御迷惑をおかけしたところもありますから、きょうはこれぐらいにしておきたいと思いますが、しかし、とにかく世耕大臣といい、石田大臣といい、自民党の閣僚は本当 根性なしです、根性なし。(発言する者あり)

○江田委員長 適切な発言でお願いいたします。

○足立委員 いや、だつて、国法ですよ、国法。じゃ、あと、時間がないな。きょうは消費税もやりたかつたんですが、消費税はちよつとにおいて、最後一点だけ。

きょう、法務省来ていただいていますね。外国人の問題です。マイナンバーカードの活用を検討、進捗を教えてください。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

出入国在留管理庁におきましては、外国人労働者を含む中長期在留者の管理のために在留カードを用いております。

この在留カードは、中長期在留者に対して在留許可などの際に許可され、券面には在留資格、在留期限や就労制限の有無などの情報が記載されており、事業主などが在留カードを見ただけで当該外国人が就労可能な方かどうかを容易に判断できるなど、不法就労対策には有効であると考えております。

他方で、在留カードとマイナンバーカードの一元化については、在留カードの有用性やマイナンバーカードの普及状況などさまざまな要素を考慮しつつ、常時携帯義務との関係をどのように整理するか、また、一元化した場合に、在留カードであればその券面に記載されることになる身分事項などの情報をどのように確認できるようにするかなど、制度の、運用の両面から幅広い検討が必要であると考えております。

法務省としては、こうした状況を踏まえ、在留カードとマイナンバーカードの関係などについて、引き続き、関係省庁と連携し、検討を行ってまいります。

他方、マイナンバーカードの普及促進につきましては、出入国在留管理庁としましても、関係省とともにタスクフォースを設置して検討を行っており、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

○足立委員 大臣、これは今新しい答弁なんです、一応、大体、国民の皆様もこれ聞いてもよくわからないと思うんだけど、ちゃんと聞くと、これは新しい答弁なんです。

何が新しいかというと、法務省としてもマイナンバーカードの普及に協力するというか、そこもちゃんと、僕たちもちょっと手を出しますよと言っているだけなんです。ですよね。まあ、いいんだけど。

それで、一元化に向けて主な課題は、今、券面、券面情報ですよ、券面情報。それと、券面情報と携帯義務。携帯義務って、あれですよ、法律で書いていたら終わりですよ。今は在留カードに携帯義務があるんですよ。それをマイナンバーカードに変えたらいいだけでしょう。私たちに任せてください、そんなものは。券面は今偽造ばかりできているわけですよ、偽造。だから、もう理由にならないと思いますよ。その二つ以外に理由ありませんか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁した、常時携帯義務でございますとか、券面情報で不法就労対策としても役立つというところが大きな論点かと思っております。

○足立委員 とにかく、この問題は、もう既に改正入管法が動いていますので、大変重要な問題だと思っております。

きょう、ごめんなさい、鈴木副大臣、連日御足労いただいています。

去年の臨時国会は入管法でした、前半は予算でした、この後半国会の最大のポイントは、消費増税と憲法ですよ。憲法はまた別途やっていますけれどもね。消費増税は、まさにこの総務委員会でも、自治体ポイントとかマイナンバーカードを使つたいろんな事業が用意されていますので、また財務省にも御協力をいただきたいながら、消費増税の議論を活発にしていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願います。

○江田委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。今日は、四月一日から施行された新たな外国人入留資格制度について何点か尋ねます。

法務省に御足労願っておりますが、これに関連して、三月二十九日に公表された技能実習生の失踪事案に関する調査結果について尋ねます。

失除技能実習生五千二百十八人に対する調査では、延べ数で八百九十三人、率にして失除技能実習生全体の一七％程度に對し不正行為の疑いが認められています。

在留外国人数は、昨年末に過去最多二百七十三万人、向こう五年間で約三十四万五千人の特定技能労働者がここに加わる可能性がある中、失除技能実習生に對しかくも高い率で不正行為が行われていた調査結果をどのように受けとめていらっしゃいますか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、技能実習の新制度におきましても依然として問題事例が生じていますことは十分認識しており、出入国在留管理庁としては、技能実習プロジェクトチームから示された運用の改善方策を迅速かつ着実に実施し、制度の適正化に取り組んでまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 山下大臣は、法務委員会等々で、新たな制度が発足をして、そして、しっかりと、不正行為はなくなるんだというようなことを何度もたしか答弁をされていたと思いますけれども、それで降も不正行為が頻発をしている、そういう認識でよろしいでしょうか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。新制度の実施状況の検証につきましては、もう少し十分に、時間も必要かと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、新制度におきまして適正な運用に努めてまいりたいということでございます。

○吉川(元)委員 一点だけ。きのうレクをしていて少し驚いたんですけれども、新制度を見ますと、技能実習生に對する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に對する所要の罰則を規定するというふうになっています。当然、旧制度のもとで入った方もこの保護を受けるものだと思うていたんですけれども、こうした保護は旧制度で入った方々には受けられないというような、レクの際にそうした答弁があったんですけれども、それで間違いないんでしょうか。

○丸山(秀)政府参考人 新制度につきましては、新法の制度対象者でございますが、いろいろ問題等、申告事案とか、そういうものにつきましましては、機構とか法務省とか厚労省にできまされども、そういったものについては、当然ながら旧制度の方からもそういったような申出があったものについても適正に対応してまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 つまり、もちろん、中には新制度じゃないとできないような、監理団体について許可制にするとか、これは旧制度のときのものはそれはそれでしょうがないと思うんですけれども、人権侵害等々については、非常に深刻な事案がたくさん発生をされていて、これは、旧制度のもとで入ってこられた方についてもこれについては適用されるということでしょうか。きのう、されないというふうには言われていたんですけれども、されるということではないんですかね。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。旧制度におきましても、人権侵害行為等がございました場合には、監理団体とか実習実施者に対しての受入れ停止等の措置ができる措置もございましたので、新制度におきましても調査主体が外国人技能実習機構がまず調査、旧制度でございますと地方出入国在留管理局が調査をいたしますけれども、いずれにしても、適切な保護に努めてまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 ちょっと、確認なのでつくり答えてください。

技能実習生に對する人権侵害行為等について、技能実習生の保護等に関する措置を講ずるといふふうには新制度ではなっているんですよ。これは、旧制度で入ってきた方々も同じように保護を受ける、新制度と同じような保護を受けるという認識で、きのうは違うというふうに言っていたから、その確認をしているんです。どっちなんですか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。現在、技能実習法が直接適用されるということでは申し上げられ、それは新制度で入国している方、入国、在留している方が直接の対象にはなりません。が、旧制度でいらした方についても、いろいろ、それに準ずる形で保護といえますか、対応はしていきたいということでございます。

○吉川(元)委員 よくわからないです。ただ、きのうのレクだと、古い制度で入ってきた人たちについてはこの法律の対象ではないというふうにおっしゃられて、もちろん、中には、さつき言ったような、監理団体については許可制としというのは、これは古い制度では許可制ではなかったから、それが違うというのはわかりますけれども、少なくとも人権侵害等に関しては同じ保護を与えるべきだ、保護すべきだというふうには私は思いますし、そうならないとすれば、これは非常に私に問題だということに言わざるを得ません。

関連して聞きますけれども、今回の調査によつて、これまで公表されてきた二〇一二年から二〇一六年までの技能実習生の死亡事案件数よりも実際には四十三件多い百七十一件であったことがわかりました。

四十三件の死亡事案がこれまで把握できなかった原因はどこにあるんですか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の死亡事案一覧において記載漏れがあった四十三件について、記載漏れとなった原因でございますが、監理団体などからの未報告が原因と考えられるものが八件、海難事故による行方不明として報告がなされておりましたけれども、その後技能実習生は死亡したものと認定されたにもかかわらず、死亡事案として把握していなかったものが三件、監理団体等から報告があったにもかかわらず、入国管理局内での確認が不徹底であったものが三十二件となっております。

○吉川(元)委員 四十三件のうち実に八割が、いわゆる入管局の記載漏れ。私、このプロジェクトチームの調査結果の概要というのを見させていただきましてけれども、「把握済みの百二十八件に加え、その後、今の説明の順番です、「監理団体等の報告漏れ、入管局の記載漏れ等の四十三件」というふうな丸めて四十三件を書いて、しかも、順番からいうと、監理団体等の報告漏れを先に書いていくんですよ。おかしくないですか。

とにかく、四十三件の八割は入管局の記載漏れでしょう。だとすれば、普通に書くとしたら、入管局の記載漏れ、監理団体等の報告漏れ等の四十三件というふうにするべきじゃないんですか。何でこんな順番が違うんですか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

・この従前からお示しして了一覧表につきましては、旧法に基づいて、監理団体等から御報告があったものを整理させてお示ししていたという経緯がございましたものから、まず、このような、先ほど御説明したような順序で記載させていただいたものでございます。

○吉川(元)委員 いやいや、これは、普通にこの概要だけ見ると、ああ、監理団体の報告漏れが大部分で、一部入管局の記載漏れがあったんだというふうに受け取れる順番の書き方なんです。だけれども、実際には、ほとんどは入管局の中の、い

わゆる連絡ミスなのか記載漏れなのか、そのミスによってこの四十三件のうちの八割が把握できていなかった。だとするならば、細かな実際の報告書を見れば、その件数を一つ一つ書いていますからわかりますけれども、この概要だけ見たら、どこに問題があったのか明らかにならないこの概要、非常に私は問題だというふうに思います。

あと、監理団体の報告漏れが八件あったということですが、これは不正行為ということでは処分の対象になるということでしょうか。

○丸山(秀)政府参考人 報告漏れがございました当該監理団体等に対する措置でございますけれども、今後、地方入国管理局に対して未報告となつた原因などを精査し、その内容を踏まえて適切に対応してまいりたいと思います。

○吉川(元)委員 適切に対応していただきたいというふうに思いますが、あわせて、入管局で八割記載漏れがあった、これについてはどのように対応されますか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

今般御報告をしましたとおり、記載漏れがございましたので、今後、死亡事案につきましても記載漏れがないよう、当局のシステムの内容等もチェックしながら、確実に死亡事案について把握してまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 これは人の命の問題でありまして、監理団体から報告がなかったものについては入管局としても把握のしようがなかなかないというのには理解できますけれども、入管局に報告しているけれどもそれが上がっていない、記載漏れがあった、これはやはり許されないことだというふうに思います。猛省を促したいというふうに思います。

次に、この調査では、技能実習生に対する賃金面での違反行為、すなわち最賃違反、契約賃金違反、過大控除などですけれども、この割合が非常に高くなっております。

法務省は、特定技能労働者の受入れに際し、三月十五日に政省令を公布をいたしました。制度の

実施の約半月前、どう考えても遅い。これで本当に、特定技能労働者に対し日本人と同等以上とする賃金支払いを監督できるのか、これは非常に疑問に感じます。

政省令では、特定技能労働者に対しての賃金の支払いについて、いわゆる口座への振り込み等々を推奨しております。

一方、技能実習生に対しても同じように、いわゆる口座振り込み、そして賃金台帳や支払い証明書の提出、これを求める同じような扱いになっているのでしょうか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ありました、特定技能で設けておりますような口座振替の推奨などの規定については、技能実習制度については現在のところはございませぬが、今回のプロジェクトチームの中におきまして、特定技能制度における規定を参考に、省令等を改正することを含めた運用の改善方策についても報告がなされているところでございます。

○吉川(元)委員 つまり、技能実習生についてはまだ、推奨するというようなことはされていないということ、今検討中だということですから、私も、これもおかしいと思うんですよ。特定技能で、特定技能労働者については口座振替、口座に振り込めと。それは、実は立法事実としてあるのは、技能実習生のいわゆる賃金の問題、これがあるからこそ、特定技能については、それがより明確化されるように、賃金が残されたのか、きちんと払われているのか、それを残すために、口座への振り込みや、あるいは賃金台帳や支払い証明書の提出を求めているはずなんです。その立法事実であった技能実習生に対して、まだそうした推奨が行われていない、今検討中だというのはいかがなんでしょうか。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘の点でございますけれども、特定技能と技能実習制度とは制度のスキームが異なることから、技能実習に特定技能の制度を導入するに

当たりましては、特定技能での規定ぶりをそのまま技能実習法令に落とし込めるかや、既存の技能実習法令の関連規定の見直しの要否などについて、厚生労働省や外国人技能実習機構などの関係機関との間で整理を行った上で、速やかに省令改正の検討を進めてまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 いや、私が聞いたのは、技能実習制度において、賃金の支払いに関して、過大な控除であるとか最賃違反だとか、あるいは、そもそも賃金台帳をきちんと備えていないだとか、そうした問題が多々発生をしたがゆえに、特定技能についてはそういうことが起こらないために、今言ったような口座への振り込み等々を推奨しているんじゃないんですか。だとするならば、大もとにある技能実習生について、そうした同じ制度を入れるというのは当然のことじゃないんですか。それがなぜされていないのか。

全く同じものを落とし込めるかどうか、それはあると思いますよ、技術的な問題は。だけれども、立法事実、先にあったのは技能実習生ではない、賃金の支払い方については。それはやはり私は順番が間違っていると思いますし、本当に、技能実習生の人権、あるいは法令違反等々がないようにしていくために必要な施策を、サポータージュとまでは言いませんけれども、明らかに遅いし、やれていないということを指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、新たな外国人在留資格制度に対して、昨年末に公表された政府の総合的対策、総額で二百億円を超える予算が措置をされております。対策の一つとして、行政、生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元窓口として、多文化共生総合相談ワンストップセンターを全国百カ所所設置する方向とされております。

新聞報道等を見ますと、交付金を申請した自治体数が、締切りの三月十五日時点で約三分の一、三十七自治体にとどまっているとされております。恐らく、その後も再募集等々は行われている

と思いますけれども、現時点で交付金を申請した自治体数はどの程度なのでしょう。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

交付金の対象となる地方公共団体は百一十一団体でございますが、整備費については三十七団体、運営費については六十二団体から申請があり、整備費又は運営費のいずれか、あるいは双方について申請したのは六十八団体でございます。

○吉川(元)委員 依然として対象の三分の二の自治体からしか申請がないと。

もう四月一日を過ぎていきますから、どの程度、今、特定技能の労働者の皆さんが入ってきているのか、私もまだ詳細はわかりませんが、すでに生活がスタートするわけです。そして、そのときに、いろいろ困ったことがあったときに、その相談を受けるワンストップのセンターがあるということが前提として受け入れる話だったはずが、実は三分の二しか。

私は、百一十カ所じゃそもそも少ないと思いますよ。しかも、聞くと、四十七都道府県と政令市、それ以外に幾つかの、とりわけ外国人の労働者の多いところ、外国人の方の多いところについて設けるという話になっておりますけれども、百一十カ所でも少ないにもかかわらず、その三分の二しかできていないということで、これは非常に問題だというふうに思います。

今後、この設置、現状、昨日聞いたところでは、これ以外にもお願いをしているところがあるということですので、どの程度あるんでしょうか。

○丸山(秀)政府参考人 お答えいたします。

申請しなかった地方公共団体のうち、現時点で、整備費については約五十の団体、運営費については約二十の団体が申請の意向を持っていると承知しており、こうした団体にも対応できるように、整備費及び運営費については、本年四月一日から六月二十八日までの間、それぞれ二次募集を行っているところでございます。

○吉川(元)委員 いや、私が聞いたのは、きのう

のレクの際にも、いわゆる百十一、対象となる団体以外にも幾つかのところであつたワンストップセンター的なものをお願いしてやってもらっているという話があつたんですけれども、それは幾つですかと聞いているんです。

○丸山(秀)政府参考人 お答え申し上げます。

その関連で御答弁申し上げますと、四月一日に、外国人の生活支援に資する情報を掲載するため、法務省のホームページを立ち上げたところでございますが、同ポータルサイトに「地域における相談窓口一覧」という形で項目を設けて、地方公共団体が設置、運営する相談窓口二百一カ所を掲載しているところでございます。

○吉川(元)委員 これを利用するのは特定技能一号、二号ということで、外国から来られた方です。そのホームページ、何語で書いているんですかと言ったら、日本語です。だとすれば、本当に困ったときにそのホームページを見ても、日本語でしか記載がされていないとすれば、正直言って役に立たない話ではないかというふうに思わざるを得ません。

そこで、今、あらかじめ百一十カ所についてはお金が出る、財政的に出ると言いましたけれども、それ以外はないというところでございます。そこで、国による何らかの支援が必要だというふうに考えますが、総務省としては何かしらのことは考えていらっしゃるでしょうか。

○宮地政府参考人 お答え申し上げます。

総務省といたしましては、地方公共団体の多文化共生の取組を推進する観点から、昨年末の関係閣僚会議で取りまとめられました総合的対応策を踏まえまして、まず、自治体が法務省所管の交付金を活用して外国人向けの一元的相談窓口を運営する場合の地方負担分について地方財政措置を講ずることとしておりますが、このほかにも、交付金の対象外となる自治体につきましても、行政情報や生活情報の多言語語化に要する経費について地方財政措置を講ずることとしております。これを活用していただけるのではないかと考えております。

○吉川(元)委員 時間が来たんですけれども、一点だけ法務省に確認いたします。

先ほど、百一十カ所以外のところで、法務省の方からお願ひをしてインターネット上に掲載をしたところについて、財政的な交付金等々の支援を行う考えはございますか。

○丸山(秀)政府参考人 法務省といたしましては、外国人受入環境整備交付金の対象となつていらっしゃる地方公共団体にする財政措置は、現時点ではございません。

○吉川(元)委員 終わります。

お願いをしてやってもらっているんですから、財政的な措置は、交付金等々については、やはり私は考えるべきだということを申し上げておきます。

以上で終わります。

○江田委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 希望の党の井上一徳です。まず、冒頭ですけれども、墜落したと見られています航空自衛隊F35Aのパイロットが無事に、そして一刻も早く救出されるということを心よりお祈りしたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。本日は、東京一極集中是正を中心に質問をさせていただきたいと思ひます。

これについては総務大臣にも私、質問いたしました、大臣も、これは危機意識を持ってやつていかないとけないんだという話でありました。

資料にもおつけしておりますけれども、まだまだやはり転入超過が続いておつて、更に最近になって加速化しているような感じもしております。

二〇一四年に総合戦略をつくりまして、二〇二〇年に転入転出、これを均衡させるんだという目標を立ててやつたわけですが、二〇一四年以降、転入の方がどんどんふえて、二〇一八年には、二〇一七年が十一万九千七百七十九人だったものが十三万五千六百八人ということで、かなりふえているわけです。

こういうことで、二〇二〇年の目標はもう正直かなり難しいというふうになっていっていると思いますけれども、まず、二〇一七年から二〇一八年に大幅にふえていますけれども、これについて、政府としてどのような分析をされているか、お伺ひしたいと思います。

○丸山(雅)政府参考人 お答え申し上げます。

まず、東京圏への転入超過数は、日本人移動者で見て、二〇一三年に約十万人、二〇一四年に約十一万人、二〇一五年から二〇一七年まではおおむね十二万人程度で推移し、二〇一八年は十三・六万人となっております。

東京圏における転入超過につきましては、従来から、その大半を十代後半や二十代の若者が占めておりまして、進学、就職が大きなきっかけになっていると考えてきたところでございます。

二〇一八年の東京圏への日本人移動者の転入超過数は、前年に比べて一・六万人程度増加いたしました。その内訳を見ますと、転入者数が一・〇万人程度増加、転出者数が〇・六万人程度減少となっております。

具体的には、おおむね全ての年齢階級で転入超過数が増加し、特に二十代の若者の転入超過数が大きく増加しております。また、女性の転入者数が男性に比べて大きく増加しており、愛知県や大阪府といった大都市や、茨城県や静岡県、栃木県といった東京圏近郊からの転入超過数が増加となつておりますことから、二十歳代や女性の転入超過の増大、大都市や東京近郊からの転入超過が多いといった、ここ数年見られてきた傾向が更に強まったものと分析いたしております。

○井上(一)委員 先ほど申し上げたとおり、二〇二〇年の転入転出、これを均衡させるという目標は、もうこれは正直かなり難しいと思ひますし、実現不可能だと思ひますけれども。

この目標を見直すことになろうかと思うんですが、やはりもうちょっと、転入転出を均衡させるという目標を掲げるのはいいんですけれども、やはりまず流れを大きく変えていかないと、

転入転出均衡に向けて動かないと思うんですが、この二〇二〇年の目標見直しに当たっては、やはり原因をもっとしっかり分析して対策も立てる必要があると思うんですけれども、二〇二〇年の目標改定に向けてどのように取り組まれるのか、教えていただきたいと思っています。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、現行の総合戦略におきまして、二〇二〇年時点で東京圏から地方への転出入を均衡させるという目標を掲げてございますが、その達成は大変厳しい状況にございます。

このため、議員御指摘のとおり、一極集中の要因を十分分析した上で、その是正に関する目標設定と対応方策を検討する必要があると認識してございます。

過度な東京一極集中の是正に向けまして、これまで、さらにと光る地方大学づくりやU・I・J・ターンによる起業・就業者の創出など、多岐にわたる施策に取り組んできており、これからは順次本格的な施策の効果があらわれるものと考えておりますけれども、今後とも、要因分析をしつつ行ってきた上で、さらなる施策の充実を図る必要があると考えております。

このため、第一期の総合戦略の検証と、第二期に向けた推進の両面から検討する有識者会議を開催し、議論を深めているところでございます。有識者会議での議論等を踏まえつつ、しっかりと分析を行い、第二期の総合戦略においても過度な東京一極集中の是正に向けた目標を掲げ、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 資料二でつけているんですけれども、世界の巨大都市人口ランキングということでは、これは東京のみならず関東大都市圏となっているわけですが、それでも全世界的に見ると一位。二〇三〇年も引き続き一位になるだろうというふうな予想がされております。

私は、大企業をもっとやはり地方に移転していく必要があるのではないかという観点からちよつと質問をさせていただきたいと思うんですけれども、

も、この資料二の上の方の資料を見ていただきますと、都市別グローバル企業本社所在数ということで、東京については占有率が七二・六％。押しなべて全世界的に見ると首都圏に大企業が集まっている傾向は見受けられるんですが、それでもやはりニューヨークとかを見てみますと、グローバル企業が占有率は一三・六％ということで、非常に抑えられた数字になっているわけですね。そういうことで、やはり我が国としても、首都圏に集中する、東京という首都圏に集中する大企業の本社、これを移転させていく必要があるんじゃないかと思っております。

そういった流れの中で、例えば小松製作所、これについて言うと、平成十四年、平成二十三年に本社機能を石川県の小松市に移したとか、YKKグループも本社機能の一部を富山県の黒部市に移転した、それからアクサ生命保険も機能の一部を札幌市に移したとか、そういった流れが出てきてはおるんですけれども、やはり全体的に見るとまだまだ大きな流れになっているという状況にはないと思っております。

この本社機能移転を大きな流れにしていくということ、政府としてもいろいろ取り組んでいるというふうには聞いておりますけれども、この本社機能移転の促進のために取り組んでいる今の状況を教えていただきたいと思っております。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。地方で安定した良質な雇用を創出し、東京一極集中を是正する観点から、企業の本社機能の地方移転、また地方での拡充を促進する地方拠点強化税制を平成二十七年に創設したところでございます。

本制度におきましては、企業が本社機能を東京二十三区から地方へ移転する場合ですとか、地方の本社機能を拡充する場合に新增設する建物などの取得価額や、本社機能に従事する雇用の増加数に応じて減税措置を講じているところでございます。

○井上(一)委員 私もこれは説明を受けまして、

地方拠点強化税制ということをやっていると。ただ、これについて言うと、地方拠点強化の件数、これは目標では七千五百件、それで雇用量も四万人ふやすというふうな目標を立ててはいたんですけれども、実際には目標値からはるか下回る三百四件にとどまっているというところでございます。

やはり、今説明を聞いてみると、税制については、オフイス減税ということ、正直、企業は地方に移転した方が得になるんだというふうな税制にはなっていないと思うんです。もつと、地方に移転した方が企業としても得するんだ、そういうような魅力的な税制に抜本的に変えていく必要があるのではないかと思いますけれども、この点については政府の方からちよつとお答えいただきたいと思っております。

○中根副大臣 お答え申し上げます。

東京の一極集中、これを是正する観点から、企業の本社機能地方移転、また、地方での拡充を進めていくこと、これは極めて重要なことだと認識しております。

こうした観点から、企業の本社機能の地方移転及び拡充を地方拠点強化税制、支援しているところでありまして、これは地方自治体からも大変期待が大きいわけでございます。

そういった観点から、引き続き、本制度を広く周知しまして、企業の本社機能移転を促進するとともに、今後、経済界を含めた関係者の意見や、第二期のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた検証等を踏まえながら、先生おっしゃっていただきましたこのメリットの関係も含めて、制度改正の必要性も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 この地方強化税制、平成三十一年度で日切れになるというふう聞いておりますので、ぜひ、これはもう延長していただくことは当然として、制度改正の必要性も含めというよりは、制度改正は必要、必ずあると思っておりますので、もつと、やはり抜本的に大胆な税制改正をぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、ちよつ

ともう一回、この点について強い決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○中根副大臣 ありがとうございます。お答え申し上げます。

先ほどもお話ししたように、この制度を更に広く周知しまして、経済界という経団連とか日商とか同友会などありますが、そういった方々のいろいろと意見も踏まえまして、第二期のまち・ひと・しごと創生戦略、今つくっているところでございますから、その策定に向けた検証等を踏まえて、先生おっしゃったように、やはり企業が地方に行くためのメリットがない、低いという状況ではなかなか目標に達しないわけでございますから、その点、そして、今回の五年間の目標、先ほどKPIのお話もいただいたと思いますが、そのあたりのこともしつかりと踏まえた中で検討を進めてまいりたいと思っております。

○井上(一)委員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、中央省庁の移転についてお聞かせいただきたいと思っております。

文化庁、これが京都に移るということで、今着々と進んでおりますけれども、この文化庁の移転も含めて、中央省庁の地方移転の現在の状況について御説明いただきたいと思っております。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

中央省庁を含む政府関係機関の地方移転の取組は、平成二十八年三月の政府関係機関移転基本方針、同年九月の「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」を、まち・ひと・しごと創生本部において決定し、これに基づき取組を進めているところでございます。

具体的には、文化庁の京都移転は、遅くとも二〇二一年度中を目指すこととされる本格移転に向けて取り組んでいるところでございます。

また、消費庁につきましては、同庁が徳島県に消費者行政新未来創造オフィスを開設し、消費者政策の分析、研究、実証実験等のプロジェクトを集中して実施しており、これを同オフィスの恒

常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、平成三十一年度を目途に検証、見直しを行うこととしております。

総務省統計局につきましては、昨年四月に和歌山市に統計データ活用センターを置き、統計ミクロデータの提供業務等を実施しております。

その他、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、地方支分部局等の体制整備を行い、具体的な取組を進めております。

今後とも、関係省庁、地元と連携しつつ、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 ぜひ、引き続き頑張つてやってほしいと思いますけれども。

加えて、中央省庁だけではなくて、研究機関それから研修機関、これらについても地方移転を進めていくということで、今政府の方としても進めていると思いますけれども、この進捗状況についてもあわせて教えていただきたいと思ひます。

○高橋政府参考人 研究機関、研修機関等の地方移転につきましては、研究機関、十四機関、三十三案件、研修機関、十機関、十七案件について具体的展開を明確にした年次プランを国と地方の関係者の協力により作成し、平成二十九年四月に公表し、これに基づいた国と地方の関係者による取組が進められているところでございます。

年次プランに予定されている拠点の設置や共同研究の開始、研修等については、既に八割以上が実施されており、例えば研究機関では、山形県に一部移転した国立研究開発法人国立がん研究センターが、山形県と鶴岡市と、がん等の病気の早期発見のために期待される新技術に関する共同研究を実施しております。また、研修機関では、富山県に一部移転した独立行政法人医薬品医療機器総合機構が海外の薬事行政官対象の医薬品審査研修を実施しております。

それぞれの機関がプランに沿って取組を進めている中、対象機関と地域企業の共同研究が始まるなど、既に移転の取組の成果が得られつつあることから、これらの動きが地域イノベーションの進

展などにつながるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 この間の総務委員会でも地域おこし協力隊について伺いまして、大臣も八千人にこれを充実していくんだということでありましたけれども、いろいろ勉強してみると、地域おこし企業人という制度もあるというふう聞いております。

まず、地域おこし企業人という制度、その概要と実績についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年より推進している地域おこし企業人交流プログラムは、地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラムでございます。

具体的には、三大都市圏に所在する企業等の社員を、定住自立圏に取り組む市町村や条件不利地域を有する市町村が六カ月から三年間受け入れるものでございます。

その間、例えば、マーケティング技術を生かした観光客の誘致や最新ICTノウハウを生かした地域産業の活性化など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら、地域の活性化に効果的、効率的に取り組んでいただくものでございます。

総務省としては、派遣元に、企業に対する募集、PR経費などの企業人の受入れの期間前に要する経費、企業人受入れに要する経費、企業人が発案、提案した事業に要する経費について特別交付税措置を講じているところでございます。

これまでの実績は、特別交付税の算定ベースとして、平成二十六年度は二十二人、受入れ自治体十七団体でしたが、毎年度着実に増加しており、平成三十年度は七十人、受入れ自治体五十六団体と、取組が広がってきているところでございます。

○井上(一)委員 今取組は広がっているというこ

とでありましたけれども、地元でもなかなか知っている人が少ない制度じゃないかと思うんです。ぜひ、こういった地域の活性化につながるような制度は、いろんな方々にやはり周知して、知ってもらおうということが非常に大事だと思うんですけれども、この点について、ぜひ地域おこし協力隊と同じような形で大臣も力を入れてやっていただきたいと思うんですけれども、この点について大臣のお考えを聞かせていただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○石田国務大臣 議員御指摘のように、持続可能な地域社会の構築、これに向けて民間企業のノウハウを取り入れていくことは非常に重要でございます。地域おこし企業人のさらなる推進を図っていくためには、制度の周知をこれまで以上に行っていく必要があると考えております。

このため、本年度予算におきまして、初めて地域おこし企業人官民連携推進事業を計上いたしました。

この事業によりまして、地域おこし企業人受入れに係る課題を把握、分析するとともに、企業人受入れや派遣による市町村、企業双方のメリット、企業における人材派遣の意義や自治体との連携の可能性などをこれまでの実例から収集をいたしまして、企業や自治体職員を対象とした会議や研修会などの場におきまして、広く周知してまいりたいと考えております。

また、地域おこし企業人受入れに要する経費の特別交付税措置を、本年度より三百五十万円から五百六十万円に引き上げることとしたしております。この制度をより一層推進し、持続可能な地域社会の構築につなげてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 ありがとうございます。

○江田委員長 この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後二時四十七分開議

○江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。石田総務大臣。

電波法の一部を改正する法律案
電気通信事業法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石田国務大臣 電波法の一部を改正する法律案及び電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

まず、電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ソサエティー五・〇の実現に向けて、我が国のあらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設計及び運用に係る特例の整備等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料について、料額の区分のうち周波数帯等の区分を見直すとともに、その金額の改定を行うこととしております。

第二に、電波利用料の使途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等や大規模災害に備えるための放送設備の整備に係る補助金の交付を追加することとしております。

第三に、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画の記載事項に、その特定基地局の無線通信を確保するための機能を付加した既設の特定基地局に関する事項や開設計画の

認可を受けた者が納付すべき特定基地局開設料の額を追加するとともに、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備等に要する費用に充てる等の規定を整備することとしております。

第四に、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用について、あらかじめ総務大臣に届出をした場合には、一定の期間に限りその無線設備を同法に定める技術基準に適合する無線設備とみなすこととする等の規定を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、特定基地局の開設計画の認定に係る改正規定等は公布の日から、実験等無線局の開設及び運用に係る特例に関する改正規定等は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

続きまして、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げるにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止するとともに、電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を

課す等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして指定した移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて当該移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその利用者の割合が一定の割合を超えないものを除く者を指定できることとし、指定された電気通信事業者は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げるにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等をしてはならないとする規定を整備することとしております。

第二に、電気通信事業者は、総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないとする規定を整備することとしております。

第三に、電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行うおそれがある者は、その旨を総務大臣に届け出なければならぬとするおそれがある第一及び第二で申し上げた電気通信事業者がしてはならない行為について、その届出をした者も同様にしてはならないとする規定を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○江田委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項第三号中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二十七條の十三第一項の認定を受けた者であつて第二十七條の十二第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第五号に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基地局の免許を与えないことができる。

第六條第一項第七号中「第二十七條の十三第二項第八号」を「第二十七條の十三第二項第九号」に改める。

第二十五條第二項中「第二十七條の十二第二項第五号」を「第二十七條の十二第二項第六号」に改める。

第二十六條第二項第四号中「第二十七條の十三第四項」を「第二十七條の十三第六項」に改める。

第二十七條の十二第二項中「掲げる事項」の下に「(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。)」を加え、第六号を第九号とし、同項第五号中「次条第二項第十号」を「次条第二項第十一号」に改め、同号を同項第六号とし、同条の次に次の二号を加える。

七 当該特定基地局に係る前項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局(既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ)の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

八 次条第一項の認定をするための評価の基準

第二十七條の十二第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 次条第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭(以下「特定基地局開設料」という。)の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

第二十七條の十三第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第二項中「(以外の特定基地局)」を削り、「第七号」を「第九号及び第十号」に、「第八号及び第九号」を「第七号、第八号及び第十二号」に改め、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期

第二十七條の十三第二項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定基地局開設料の額

第二十七條の十三第四項中「場合において」を「ときは」に、「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の」を「移動受信用地上基幹放送をする」に、「第四号」を「第五号」に、「と

認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。を「かどうかを審査しなければならない」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号(移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいずれにも該当しないこと。

第二十七条の十三第五項を次のように改める。

5 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号(移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項第八号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。

第二十七条の十三第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第一項の認定(移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。)を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を現金(国税の納付に使用することができ、小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。)をもつて国に納付しなければならぬ。

第二十七条の十三第五項の次に次の一項を加える。

6 総務大臣は、前項の評価に従い、電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で最も適切であると認められる申請に係る開設計画について、周波数を指定して、第一項の認定をするものとする。

第二十七条の十四第一項中「及び第四号」を「第四号及び第七号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が前条第四項各号(移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

第二十七条の十四第五項中「前条第七項」を「前条第九項」に改める。

第二十七条の十五第二項第一号中「開設して」を「開設せず、又は認定計画に係る高度既設特定基地局を当該認定計画に従つて運用して」に改め、同項第四号ハ中「特定基地局」の下に「又は高度既設特定基地局を加え、同項を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。

第二十七条の十五第三項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第二十七条の十六中「及び第五項」を削る。

第五十八条の見出しを「(アマチュア無線局の通信)」に改め、同条中「実験等無線局及び」を削る。

第九十九条の十一第一項第一号中「第二十七条の十三第六項」を「第二十七条の十三第七項」に改める。

第百三条の二第二項中「に専ら」を「(以下「広域開設無線局」という。)に」、「三千メガヘルツ」を「六千メガヘルツ」に、「この条において「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、「」を使用する」の下に「広域開設無線局の」を加え、「広域専用電波の」を「広域使用電波の」に、「八千七百二十四万六千二百円(別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務

を行うことを目的とするもの(二、〇二五メガヘルツを超え二、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。)に係る広域専用電波にあつては四千七百六十三万三千八百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百五十四万四千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千三百八十二万八千六百円」を「別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に」、「広域専用電波」を、「広域使用電波」に改め、同条第三項中「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、同条第四項中「同条」の下に「及び第百三条の四第一項」を加え、第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務

第百三条の二第五項及び第六項中「四百二十円(広域専用電波を使用する無線局)を「三百七十円(広域使用電波を使用する広域開設無線局)」に、「四百四十円」を「百七十円」に、「四百五十円」を「四百円」に、「別表第八」を「別表第九」に改め、同条第七項中「広域専用電波を使用する第一号包括免許人」を「広域使用電波を使用する第

一号包括免許人(広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。)」に、「広域専用電波を使用するもの」を「広域使用電波を使用する広域開設無線局であるもの」に、「百四十円」を「百七十円」に、「百四十円」を「百七十円」に改め、同項ただし書中「百四十円」を「百七十円」に、「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、同条第八項中「広域専用電波」を「広域使用電波」に、「百四十円」を「百七十円」に改め、同条第十項中「百四十円」を「百七十円」に改める。

第百三条の五を第百三条の六とし、第百三条の四を第百三条の五とし、第百三条の三の次に次の一条を加える。

(特定基地局開設料の使途)
第百三条の四 政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報活用の高い付加価値の創出を促進するために必要な施策及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策の実施に要する経費(電波利用共益費用に該当するものを除く。)に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。
附則第十五項及び第十六項を次のように改める。

(電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、
「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、
十二の二 テレビジョン
十二の三 地上基幹放送
十二の四 大規模な自

利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防
ン放送(人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。)を受信すること
送(音声その他の音響のみを送信するものに限る。)を直接受信することが困難な地域において必
然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられ
護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

する受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移
要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の
る電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行わ
動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上
設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属
れる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並
デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経
設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付
びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法
済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受

第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める
信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
とする。

技術基準に適合させるために行われるものを除く。)のための補助金の交付」
16 平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み替えて適用する第百三条の
二第四項の規定の適用については、同項中「十二の四 大規模な自然災害が発生した場合におい
ても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故
障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備(当該
電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当
該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百二十一条第一項の総務省令
で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合させるために

行われるものを除く。)のための補助金の交付」とあるのは、
十二の五 電波法及び電気通信事業
イ 基準日において行われている
ロ 基準日の翌日以後にイに掲げ
した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設
法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるもの(実験等無線局を用いて行われ
る衛星基幹放送と同時に行われる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用される

備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気
日の前日(以下この号において「基準日」という。)において設置されているイに掲げる衛星基幹放
るものを除く。)

電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの
通信設備(当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気
送(放送法第二十一条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号において同じ。)の受信を目的とす

通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十一条第
る受信設備(基準日において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び
一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適
配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。)であつて、ロに掲げる衛星

合させるために行われるものを除く。)のための補助金の交付
基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるも
のについて、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要
な援助
とする。

別表第六(第百三条の二関係)
別表第六を次のように改める。

無線局の区分		金額
一 移動する無線局	航空機局又は船舶局	四百円
(二)の項から五の項まで及び八の項に掲げる	その他のもの	四百円
ガヘルツを	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用する	四百円

二五

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの				三億六千二百六十万六千四百百円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの				七千二百五十二万五千三百円
六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの				千五百二十十三万二千二百円
		設置場所が特定地域の区域内にあるもの				十八万九千七百円
七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	その他のものの				一億二百四十五万八千八百円
		その他のものの				五億六千九百二十万八千三百百円
八 実験等無線局及びアマチュア無線局	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	その他のものの				三千四百百円
		その他のものの				三十九万九千百円
九 その他無線局	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	その他のものの				六千四百百円
		その他のものの				三十九万九千百円

波を使用するもの(当該無線局の免許人が市町村(特別区を含む)であるものに限り。)										その他のもの										多重放送の業務の用に供するもの										その他のもの										四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの										三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

備考

一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。

二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。

三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。

四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。

五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 四百円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四千五百三十二万
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	千三百円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	千五百十八万三千
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	八万三千
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	百円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	一万九千
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	百円

の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 七千円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、八百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇二八四」を「〇・〇二八一」に改め、同表の二の項中「〇・〇四七八」を「〇・〇四七〇」に改め、同表の三の項中「〇・四六二六」を「〇・四六五八」に改め、同表の四の項中「〇・〇二三五」を「〇・〇二三一」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六〇」を「〇・〇一五九」に改め、同表の六の項中「〇・一二〇〇」を「〇・一二九九」に改め、同表の七の項中「〇・一六四六」を「〇・一六四一」に改め、同表の八の項中「〇・〇三九四」を「〇・〇三九一」に改め、同表の九の項中「〇・〇二〇七」を「〇・〇二〇四」に改め、同表の十の項中「〇・〇六九三」を「〇・〇六八八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七七」を「〇・〇〇七八」に改め、同表の十二の項中「〇・五六三三」を「〇・五六四〇」に改め、同表の十三の項中「〇・四三七七」を「〇・四三六〇」に改め、同表の十五の項中「〇・二三二三」を「〇・二三二九」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二三」を「〇・〇八二一」に改め、同表備考中「無線局」を「広域開設無線局」に、「第百三条の二第二項に規定する広域専用電波」を「広域使用電波」に改める。

別表第八の一の項中「三千メガヘルツ」を「三千六百メガヘルツ」に、「三千三百三十円」を「四千九百九十円」に、「千九百八十円」を「二千九百七十円」に、「六百二十円」を「九百三十円」に、「三百七十円」を「五百五十円」に、「五万四千三百円」を「八万四千四百円」に、「二万九千六百円」を「四万四千四百円」に、「九千八百円」を「一万四千七百円」に、「五千円」を「七千五百円」に改め、同表の二の項中「千九百八十円」を「二千九百七十円」に改め、同表を別表第九とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第六の一の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	広域使用電波の区分				金額
	別表第六の一の項又は五の項に掲げる無線局に係るもの	三千六百メガヘルツ以下又は二千二百メガヘルツを超過する無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	
その他	別表第六の一の項又は五の項に掲げる無線局に係るもの	三千六百メガヘルツ以下又は二千二百メガヘルツを超過する無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	一億二千六百十六
	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六
	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六
	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六
その他	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六
	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六
	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六
	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	三千六百メガヘルツを超える無線局に係るもの	六千六百十六

別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波

別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波

三百二十	三百二十
三万二千	三万二千
二百円	二百円
五百三十	五百三十
四万八千	四万八千
七百元	七百元

備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「次条」を「第四条の三」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二中「前条第一項第三号」を「第四条第三号」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）

第四条の二 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限り、）を使用して無線局（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものに限り、）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

2 次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合している無線設備を使用して実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の

需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものであるものに限り、）を開設しようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。ただし、この項の規定による届出（第一号及び第三号に掲げる事項を同じくするものに限り、）をしたこととある者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 実験、試験又は調査の目的

三 無線設備の規格

四 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）

五 運用開始の予定期日

六 その他総務省令で定める事項

3 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る同項の実験等無線局に使用される同項の無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、前条第三号の規定の適用については、当該届出の日から同日以後百八十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日又は当該実験等無線局を廃止した日のいずれか早い日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、次章の規定は

適用せず、第八十二条の規定の適用については、同条第一項中「与える」とあるのは「与え又はそのおそれがある」と、「その設備の所有者又は占有者」とあるのは「第四条の二第二項の規定による届出をした者」と、「を除去する」とあるのは「の除去又は発生の防止をする」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第四条の二第三項において読み替えて適用する前項」とする。

4 第二項の規定による届出をした者は、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く）をしようとするときはあらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 第三十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項の規定は第二項の規定による届出をした者及び当該届出に係る無線設備について、第七十八条の規定は当該届出をした者が当該届出に係る実験等無線局を廃止したときについて準用する。この場合において、同条中「免許人等であつた」とあるのは、「第四条の二第二項の規定による届出をした」と読み替へるものとする。

6 第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る実験等無線局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7 第一項及び第二項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

第五条第二項第一号中「科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。」を削る。

第二十七条の十二第二項第六号中「第百十六

条第八号」を「第百十六条第十号」に改める。

第三十八条の二の二第二項第一号中「第四条

第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。
第三十八条の十一第一項中「第百十六条第十号」を「第百十六条第二十号」に改める。
第八十二条第一項中「第四条第一項第一号」を「第四条第一号」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一号」に、「同条第二項（を）」を「第四条の二第二項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（に、「第四条の二を（第四条の三）に改め、（第七十八条の下に）（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二百二条の十三第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二百三条の二第十二項中「第四条第一項第三号」を「第四条第三号」に改め、同条第十四項に次のただし書を加える。

ただし、当該無線局（国の機関等が開設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項において同じ。）として政令で定めるものである場合は、この限りでない。

第二百三条の二第十五項中「（前項）」を「（前項本文）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該無線局（第三号に掲げるものを除く。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。

第二百三条の六の見出し中「の無線局」を「の無線局等」に改め、同条第一項中「外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使

用して開設する無線局を含む。）」を「次に掲げる無線局に改め、同項に次の各号を加える。

一 外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含む、次号に掲げる無線局を除く。）

二 実験等無線局

第二百三条の六第四項中「開設する無線局」の下に「又は同項第三号に掲げる無線局」を加える。
第二百十條第一号及び第二号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第二百一十一條第二号中「の規定」を「（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定」に改める。

第二百一十三條中第二十八号を第三十号とし、第二十三号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「第百一十一條」を「第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第百一十一條」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、同条第十九号中「第七十八條」の下に「（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「違反した」を「違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつた」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条中第十八号を第二十号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第三十八條の二十一第一項（の）」の下に「（第四条の二第五項）」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第三十八條の二十第一項（の）」の下に「（第四条の二第五項）」を、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同項を「第三十八條の二十第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十一号を第十三号とし、第二号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を開設した者

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更した者

第百十六條中第二十六号を第二十八号とし、第二号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の二第四項（同条第二項第一号に掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条の二第六項の規定に違反して、届出をしない者

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第五條第三項第三号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六條第一項第七号の改正規定、同法第二十五條第四号の改正規定、同法第二十七條の十二から第二十七條の十六までの改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第九十九條の十一第一項第一号の改正規定、同法第百三條の二第四項の改正規定及び同法第百三條の五を同法第百三條の六とし、同法第百三條の三の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十五項及び第十六項の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第八條の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日
(準備行為)

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電波法第四条の二第二項若しくは第三項又は同条第五項において準用する同法第七十八条の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。
(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。前に免許又は第一号の規定による改正前の電波法(以下この条において「旧法」という。第二十七條の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条の規定による改正後の電波法(以下この条において「新法」という。第三十三條の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等(同条第一項に規定する応当日(以下この条において単に「応当日」という。))又は新法第三十三條の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日)をいう。以下この項において同じ。))以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第三十三條の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第三十三條の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第三十三條の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第三十三條の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第三十三條の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第三十三條

の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとす
(処分等の効力)

第四条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の電波法の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の電波法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、同法の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。
(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(放送法の一部改正)
第八条 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第九十三条第一項第六号又及び第五十九條第二項第五号中「第三号」を「第四号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第五十四号)中「第四条第一項を「第四条」に、「第五条第二項第一号(欠格事由)」を「第四条の二第二項(次章に定める技術基準に

相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例)」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第四条第一項の免許を「第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)
第十一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四条第一項」を「第四条」

目次中「事業の登録等」を「電気通信事業の登録等」に、「第五節 届出媒介等業務受託者(第七十三條の二)第七十三條の四) 指定試験機関等」を「第六節 指定試験機関等六節」を「第七節」に、「第七節」を「第八節」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 電気通信事業の登録等

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 電気通信事業者の業務

第二十六條第一項中「及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。))の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者その他の者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。」を削り、「、第二十七條の二及び第二十九條第二項を「及び第二十七條の二に改め、「又はその媒介等」を削る。

第二十六條の三第一項中「媒介等業務受託者が第二十七條の二第一号を「届出媒介等業務受託者(第七十三條の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者をいう。第二十七條の三第二項第二号において同じ。))がそれぞれ第二十七條の二第一号又

に、「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

理由

電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設計画及び運用に係る特例の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

は第七十三條の三において準用する同号」に改める。
第二十七條の二の見出しを「電気通信事業者の禁止行為」に改め、同条中「又は媒介等業務受託者」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次の一号を加える。

二 第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方(電気通信事業者である者を除く)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く)。

第二十七條の二に次の一号を加える。
四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

第二十七条の三中「媒介等の業務及び」を「媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務又は」に、「に係る媒介等業務受託者」を「を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)」に改め、同条を第二十七条の四とする。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。を提供する電気通信事業者、移動電気通信役務、当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が小さいものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。))に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。))に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場

合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることににより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金をその他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

3 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

第二十九条第二項第一号中「又は媒介等業務受託者」を削り、「又は第二十七条の二を」、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条、第二十七条の二又は第二十七条の四に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

第四十九条第四項中「次節第二款を」第六節第二款に改める。

第二章中第七節を第八節とし、第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 届出媒介等業務受託者

(媒介等の業務の届出等)

第七十三条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名

二 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所

三 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

四 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項の届出をした者(以下「届出媒介等業務受託者」という。))は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務(以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。))を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割(届出媒介等業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。))若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しく

は相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第七十三条の三 第二十六条及び第二十七条の二の規定は届出媒介等業務受託者について、第二十七条の三第二項の規定は同条第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十六条第一項		締結
第二十七条の二第二号	自己	締結の媒介等(第二十七条の四に規定する媒介等をいう。第二十七条の三第二項において同じ。))
第二十七条の三第二項第一号	その移動電気通信役務	自己若しくは当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者
第二十七条の三第二項第二号	その移動電気通信役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務
第二十七条の三第二項第二号	その移動電気通信役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務
第二十七条の三第二項第二号	その移動電気通信役務	締結の媒介等

又は

又は他の

(業務の改善命令)

第七十三条の四 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十七条の三第二項の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

第六百六十一条第一項中「第五十一条」の下に「第七十三条の四」を加える。

第六百六十五条第二項ただし書中「第二章第六節」を「第二章第七節」に改める。

第六百六十九条第二号中「電気通信役務の指定」の下に「第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定」を加え、同条第四号中「第二十六条第一項」の下に「(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」を加え、「第二十七条の二第二号」を「第二十七条の二第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。」、第二十七条の三第一項若しくは第二項(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」に改める。

第六百八十五条を次のように改める。

第六百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者(第九条の登録を受けるべき

者を除く。)

二 第七十三条の二第二項の規定に違反して第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行った者

第六百八十六条第三号中「第五十一条」の下に「第七十三条の四」を加える。

第六百八十八条第一号中「第四十五条第二項」の下に「第七十三条の二第三項若しくは第四項」を加える。

第六百九十三条第一号中「又は第五十条の六第三項」を「第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の電気通信事業法(以下この条及び次条第二項において「新法」という。)(第二十七条の二第二号若しくは第四号又は第二十七条の三(これらの規定 同条第一項を除く。))を新法第七十三条の三において準用する場合を含む。の規定による総務省令の制定又は改廃のために、この法律による改正前の電気通信事業法(次条第一項において「旧法」という。)(第六百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。)

2 総務大臣は、施行日前においても、新法第二十七條の三第一項及び第六百六十九條の規定の例により、同項の規定による移動電気通信役務(同項に規定する移動電気通信役務をいう。)(指定又は電気通信事業者の指定をすることがで

きる。この場合において、これらの指定は、施行日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 旧法第二十六条第一項に規定する媒介等業務受託者が施行日前に旧法第二十六条の三第一項に規定する行為をした場合における同項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に電気通信事業者又は新法第二十七条の四に規定する媒介等業務受託者から委託を受けて新法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等(新法第二十七条の四に規定する媒介等をいう。以下この項において同じ。))の業務を行つてゐる者(以下この項において「施行時媒介等業務受託者」という。))は、施行日から起算して三月を経過する日(施行時媒介等業務受託者が同日以前に新法第七十三条の二第一項の届出をしたときは、当該届出をした日)までの間は、新法第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き当該媒介等の業務を行うことができる。この場合において、当該施行時媒介等業務受託者を同条第二項に規定する届出媒介等業務受託者とみなして、新法第二十六条の三及び第二十七条の三第二項(第二号に係る部分に限る。)、新法第七十三条の三において準用する新法第二十六条、第二十七条の二及び第二十七条の三第二項並びに新法第七十三条の四及び第六百八十六条(第三号に係る部分に限る。))の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止するとともに、電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和元年五月十七日印刷

令和元年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F